

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率 (月分)	地域手当 (千円)	寒 冷 地 当 手 (千円)	その他の 手 当 (千円)	計 (千円)				
本年度	長 等	2		26,520	10,415 (3.25)				36,935	5,397	42,332	
	議 員	37	344,186		135,155 (3.25)				479,341	49,551	528,892	
	その他の 特 別 職	54	44,785	32,073	12,201	120		247	89,426	8,203	97,629	
	計	93	388,971	58,593	157,771	120		247	605,702	63,151	668,853	
前年度	長 等	2		26,520	10,736 (3.35)			145	37,401	5,414	42,815	
	議 員	37	344,186		139,314 (3.35)				483,500	50,087	533,587	
	その他の 特 別 職	53	43,283	22,213	8,598	116		187	74,397	5,661	80,058	
	計	92	387,469	48,733	158,648	116		332	595,298	61,162	656,460	
比 較	長 等				△ 321			△ 145	△ 466	△ 17	△ 483	
	議 員				△ 4,159				△ 4,159	△ 536	△ 4,695	
	その他の 特 別 職	1	1,502	9,860	3,603	4		60	15,029	2,542	17,571	
	計	1	1,502	9,860	△ 877	4		△ 85	10,404	1,989	12,393	

2 一 般 職
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(1,453) 12,751	1,998,803	53,253,677	42,677,855	97,930,335	17,709,165	115,639,500	
前 年 度	(1,358) 12,703	1,927,965	53,744,101	43,369,772	99,041,838	17,979,718	117,021,556	
比 較	(95) 48	70,838	△ 490,424	△ 691,917	△ 1,111,503	△ 270,553	△ 1,382,056	

()内は、短時間勤務職員 (外数)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	へ き 地 当 手 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 当 手 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
		本 年 度	1,247,943	1,607,289	674,560	72,292	1,060,887	62,328	486,449	1,893	44,956	2,264,638	305,412
	前 年 度	1,270,781	1,607,175	650,598	50,257	857,690	63,816	574,620	1,945	46,310	2,274,968	302,266	20,519
	比 較	△ 22,838	114	23,962	22,035	203,197	△ 1,488	△ 88,171	△ 52	△ 1,354	△ 10,330	3,146	△ 2,282
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	義 務 教 育 特 別 手 当 (千円)	定 時 制 通 信 教 育 手 当 (千円)	産 業 教 育 手 当 (千円)	農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	私 服 代 料 (千円)
	本 年 度	21,406	5,152	1,019,455	11,870,441	9,117,117	82,591	459,206	33,781	95,041	8,527	12,101,104	17,150
	前 年 度	21,361	5,034	1,030,721	12,669,933	9,183,570	84,060	464,130	33,585	94,961	8,565	12,036,554	16,353
	比 較	45	118	△ 11,266	△ 799,492	△ 66,453	△ 1,469	△ 4,924	196	80	△ 38	64,550	797

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 490,424	給与改定に伴う 増 減 分			給与改定の状況 前年度 給与の改定率 0.0 %
		昇給に伴う 増 加 分	937,046		
		その他の増減分	△ 1,427,470	人 員 増 分 246,720 新陳代謝等分 △ 1,674,190	
職員手当	△ 691,917	制度改正に伴う 増 減 分	△ 759,149	期 末 手 当 △ 759,149	○ 期末手当 改定前 改定後 6月支給分 1.275月 1.20月 12月支給分 1.275月 1.20月
		その他の増減分	67,232		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一 般 行政職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	研究職	福祉職	教育職(一)	教育職(二)	教育職(三)	公 安 職	技 能 労務職
令和4年 1月1日 現在	平均給料 月額(円)	335,931	431,600	308,548	327,975	372,140	311,455	357,897	347,717	431,524	324,188	367,621
	平均給与 月額(円)	404,089	901,446	343,776	389,081	428,429	394,966	426,501	403,681	464,694	436,049	417,680
	平均年齢 (歳)	43.32	42.62	43.21	39.94	45.14	37.04	45.43	43.53	49.38	37.60	54.01
区 分		一 般 行政職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	研究職	福祉職	教育職(一)	教育職(二)	教育職(三)	公 安 職	技 能 労務職
令和3年 1月1日 現在	平均給料 月額(円)	338,669	440,472	323,992	334,228	371,173	312,771	360,071	349,569	439,183	322,879	365,676
	平均給与 月額(円)	411,675	882,685	361,446	429,813	429,569	395,822	428,228	405,967	471,993	436,428	418,745
	平均年齢 (歳)	43.57	44.56	41.83	40.43	45.01	37.83	45.10	43.68	50.14	37.42	53.41

イ 初 任 給

区 分	一 般 行政職 (円)	医療職(一) (円)	医療職(二) (円)	医療職(三) (円)	研 究 職 (円)	福 祉 職 (円)	教育職(一) (円)	教育職(二) (円)	教育職(三) (円)	公 安 職 (円)	技 能 労務職 (円)	
高 校 卒	156,061									185,077	158,580	
大 学 卒	190,115	274,500	196,160	219,735	207,041	195,958	212,381	212,381	224,974	217,418		
区 分	国 の 制 度											
	行政職(一) (円)	医療職(一) (円)	医療職(二) (円)	医療職(三) (円)	研 究 職 (円)	福 祉 職 (円)				教育職(二) (円)	公安職(一) (円)	行政職(二) (円)
高 校 卒	150,600		151,000								173,400	147,900
大 学 卒	182,200	249,800	188,400	212,600	198,200	188,000				216,400	211,400	

ウ 級別職員数

区分	級	一行政般職		医療職(一)		医療職(二)		医療職(三)		研究職		福祉職		教育職(一)		教育職(二)		教育職(三)		公安職		技務能職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 4年 1月 1日 現在	1 級	() 345	() 9.9	() 6	() 28.6	() 3	() 7.3	()	()	()	()	() 6	() 12.2	() 169	() 7.8	() 89	() 1.9	()	()	() 246	() 14.8	()	()
	2 級	() 452	() 12.9	() 5	() 23.8	() 5	() 12.2	() 9	() 18.8	(7) 44	(100.0) 22.9	() 17	() 34.7	(6) 1,891	(100.0) 86.9	(128) 3,983	(100.0) 86.1	() 2	() 25.0	() 284	() 17.1	()	()
	特2級													() 5	() 0.2	() 30	() 0.7						
	3 級	(98) 574	(99.0) 16.4	() 9	() 42.8	() 5	() 12.2	() 5	() 10.4	() 110	() 57.3	(1) 6	(100.0) 12.2	() 72	() 3.3	() 278	() 6.0	() 3	() 37.5	() 408	() 24.6	(7)	(100.0)
	4 級	() 660	() 18.9	() 1	() 4.8	() 8	() 19.5	() 7	() 14.6	() 38	() 19.8	() 17	() 34.7	() 39	() 1.8	() 246	() 5.3	() 3	() 37.5	() 385	() 23.2	() 67	() 100.0
	5 級	() 505	() 14.4			() 18	() 43.9	() 24	() 50.0	()	()	() 3	() 6.2					()	()	() 213	() 12.8		
	6 級	() 799	() 22.8			() 2	() 4.9	() 3	() 6.2			()	()							() 46	() 2.8		
	7 級	(1) 87	(1.0) 2.5			()	()	()	()											() 54	() 3.2		
	8 級	() 58	() 1.6																	() 14	() 0.8		
	9 級	() 20	() 0.6																	() 11	() 0.7		
計	(99) 3,500	(100.0) 100.0	() 21	() 100.0	() 41	() 100.0	() 48	() 100.0	(7) 192	(100.0) 100.0	(1) 49	(100.0) 100.0	(6) 2,176	(100.0) 100.0	(128) 4,626	(100.0) 100.0	() 8	() 100.0	() 1,661	() 100.0	(7) 67	(100.0) 100.0	

区分	級	一 般 職		医療職(一)		医療職(二)		医療職(三)		研 究 職		福 祉 職		教育職(一)		教育職(二)		教育職(三)		公 安 職		技 術 能 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 3年 1月 1日 現在	1 級	() 328	() 9.4	() 6	() 33.3	() 2	() 5.0	()	()	()	()	() 3	() 6.4	() 137	() 6.3	() 60	() 1.3	()	()	() 273	() 16.3	()	()
	2 級	() 428	() 12.3	() 3	() 16.7	() 6	() 15.0	() 6	() 12.8	(5) 48	(100.0) 24.5	() 21	() 44.7	(7) 1,917	(100.0) 88.3	(97) 3,981	(100.0) 86.6	() 1	() 14.3	() 292	() 17.5	()	()
	特2級													() 4	() 0.2	() 30	() 0.7						
	3 級	(88) 535	(98.9) 15.3	() 8	() 44.4	() 7	() 17.5	() 6	() 12.8	() 108	() 55.1	(2) 4	(100.0) 8.5	() 72	() 3.3	() 281	() 6.1	() 4	() 57.1	() 393	() 23.5	(5) 71	(100.0) 100.0
	4 級	() 692	() 19.8	() 1	() 5.6	(1) 8	(100.0) 20.0	() 7	() 14.9	() 40	() 20.4	() 14	() 29.8	() 41	() 1.9	() 246	() 5.3	() 2	() 28.6	() 371	() 22.2	() 71	() 100.0
	5 級	() 499	() 14.3			() 15	() 37.5	() 23	() 48.9	()	()	() 5	() 10.6					()	()	() 216	() 12.9		
	6 級	() 845	() 24.2			() 2	() 5.0	() 5	() 10.6			()	()							() 46	() 2.8		
	7 級	(1) 78	(1.1) 2.2			()	()	()	()											() 55	() 3.3		
	8 級	() 65	() 1.9																	() 13	() 0.8		
	9 級	() 20	() 0.6																	() 11	() 0.7		
	計	(89) 3,490	(100.0) 100.0	() 18	() 100.0	(1) 40	(100.0) 100.0	() 47	() 100.0	(5) 196	(100.0) 100.0	(2) 47	(100.0) 100.0	(7) 2,171	(100.0) 100.0	(97) 4,598	(100.0) 100.0	() 7	() 100.0	() 1,670	() 100.0	(5) 71	(100.0) 100.0

()内は、短時間勤務職員 (外数)

(級別の基準となる職務)

区 分	職務の級	基準となる職務の内容
一般行政職	1 級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
	2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
	3 級	主任の職務
	4 級	主査又は副主査の職務
	5 級	1 本庁の課長補佐又は委員会等の事務局の次長補佐の職務 2 出先機関の課長の職務 3 副主幹の職務
	6 級	1 本庁の課長又は委員会等の事務局の次長の職務 2 出先機関の長又は次長の職務 3 困難な業務を行う本庁の課長補佐又は委員会等の事務局の次長補佐の職務 4 困難な業務を行う出先機関の課長の職務 5 主幹の職務
	7 級	1 困難な業務を行う本庁の課長又は委員会等の事務局の次長の職務 2 困難な業務を行う出先機関の長の職務 3 参事の職務
	8 級	1 本庁の次長の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 極めて複雑かつ困難な業務を行う出先機関の長の職務
	9 級	1 本庁の部長の職務 2 会計管理者の職務 3 困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務

工 昇 給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種					
			一般行政職	小・中学校教育職	高等学校教育職	警 察 職	技能労務職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	12,999	3,500	4,626	2,176	1,661	67	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9,295	2,881	3,427	1,443	1,493	51	
	号給数別内訳	1号給 (人)	414	89	230	72	20	3
		2号給 (人)	227	68	98	25	34	2
		3号給 (人)	537	144	277	68	48	
		4号給 (人)	5,884	1,862	2,079	912	992	39
		5号給 (人)	1,147	256	590	291	3	7
		6号給 (人)	902	367	149	75	311	
		7号給 (人)	64	63			1	
		8号給 (人)	120	32	4		84	
比 率 (B) / (A) (%)	71.5	82.3	74.1	66.3	89.9	76.1		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	12,909	3,490	4,598	2,171	1,670	71	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9,489	2,889	3,532	1,507	1,506	55	
	号給数別内訳	1号給 (人)	521	83	334	80	21	3
		2号給 (人)	175	80	53	11	30	1
		3号給 (人)	669	131	373	103	62	
		4号給 (人)	5,677	1,878	1,899	859	998	43
		5号給 (人)	1,805	472	871	454	1	7
		6号給 (人)	532	222	2		307	1
		7号給 (人)	2	1			1	
		8号給 (人)	108	22			86	
比 率 (B) / (A) (%)	73.5	82.8	76.8	69.4	90.2	77.5		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)			
本 年 度	(1.125) 2.150	(1.125) 2.150	(2.250) 4.300	有	
前 年 度	(1.175) 2.225	(1.175) 2.225	(2.350) 4.450	有	
国 の 制 度	(1.175) 2.225	(1.175) 2.225	(2.350) 4.450	有	

()内は、再任用職員

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 例 措 置 (2%~20%加算)	在職時の職位の高い順の60月について 職位ごと定められた額を合計した額を 調整額として支給する。
国 の 制 度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 例 措 置 (3%~45%加算)	在職時の職位の高い順の60月について 職位ごと定められた額を合計した額を 調整額として支給する。

キ 地 域 手 当

支 給 対 象 地 域	県 下 全 域	東 京 都 特 別 区	大 阪 市	八 王 子 市、府 中 市	静 岡 市	そ の 他 (医 師)
支 給 率 (%)	2.75	20.0	16.0	15.0	6.0	16.0
支 給 対 象 職 員 数 (人)	12,751	39	4	2	1	22
国の指定基準に基づく支給率(%)	(甲府市) 6.0	20.0	16.0	15.0	6.0	16.0

給 与 費 明 細

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種				
		一般行政職	小・中学校教育職	高等学校教育職	警 察 職	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	1.0	0.2	0.9	1.7	2.5	0.7
支給対象職員の比率(%) (4年1月1日現在)	33.8	10.6	32.7	42.6	79.5	36.2
代表的な特殊勤務手当の名称	医師診療実験従事手当 社会福祉業務従事手当 保健衛生業務従事手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 私服作業手当 警ら手当 夜間特殊作業手当					

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容					
扶養手当	同 じ						
住居手当	同 じ						
通勤手当	異 なる			国	本 県		
		交通機関	全額支給限度額	55,000円	55,000円		
			上記金額を超える場合の½加算額		55,000円を超える部分½加算		
			最高支給限度額	55,000円			
		交通用具使用			<自転車>	<二輪車(自転車を除く)>	<四輪車>
			5 km 未 満	2,000円	・片道5km未満 2,000円	・片道5km未満 2,000円 ・片道5km以上(上限60km)は、5km毎の距離 区分に応じ、二輪車の距離区分に対応する 四輪車の最低の手当額を適用	・片道5km未満 3,000円 ・片道5km以上(上限81km)は、2km毎の距離 区分に応じ、次の算定方法により算出 (例)片道5km以上7km未満 6km×(定額) (定額)=1kmに要する費用×通勤回数×2
			5 km 以上 10 km 未 満	4,200円	・片道5km以上 4,200円	(例)片道5km以上10km未満の手当額 =四輪車の片道5kmの手当額	
		10 km 以 上	7,100円~31,600円				
		併用者	全額支給限度額	55,000円	交通機関利用部分、交通用具使用部分のそれぞれについて、上記算定方法により算出した額を合算した額		
			上記金額を超える場合の½加算額				
最高支給限度額	55,000円						
高速道路等利用		(国) 高速道路等利用料金の½を支給(上限20,000円) (県) 高速道路等利用料金の½を支給(上限無し)					
駐車場利用		(国) 無し (県) 月当たりの駐車利用料金の½を支給(上限3,000円)					

継続費についての令和2年度末までの支出額、令和3年度末までの支出額
及び令和4年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調査

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						令和2 年度末 までの 支出額	令和3 年度末 までの 支出額	令和4 年 度 支 出 予定額	令和4 年度末 までの 支 出 予定額	令和5 年 度 以 降 支 出 予定額	継続費 の総額 に対する 進捗率 %	
			年度	年割額	左の財源内訳										一般 財源
					特定財源										
					国庫 支出金	県 債	その他								
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 水 産 業 費	総 合 農 業 技 術 セ ン ター 再 整 備 事 業 費	令 和 3 年 度	525,787		473,000		52,787		525,787		525,787	55		
			令 和 4 年 度	426,916		384,000		42,916		426,916	426,916		45		
			計	952,703		857,000		95,703		525,787	426,916	952,703		100	
7 商 工 費	1 商 工 費	産 業 技 術 セ ン ター 高 度 技 術 開 発 棟 移 設 事 業 費	令 和 2 年 度	161,937			149,597	12,340	161,937			161,937	8		
			令 和 3 年 度	1,691,492			1,562,600	128,892		1,691,492		1,691,492	84		
			令 和 4 年 度	151,306			146,681	4,625			151,306	151,306	8		
			計	2,004,735			1,858,878	145,857	161,937	1,691,492	151,306	2,004,735		100	
	2 観 光 費	北 岳 山 荘 改 修 費	令 和 3 年 度	192,741		143,000		49,741		192,741		192,741	42		
		令 和 4 年 度	263,162		165,000		98,162			263,162	263,162	58			

継 続 費

			計	455,903		308,000		147,903		192,741	263,162	455,903		100	
10 教育費	4 高等学校等費	峡南地域 単位制・総合制 高校建設事業費	平成 30年度	328,974	9,299	233,000		86,675	328,974			328,974		7	
			令和 元年度	3,552,916	186,584	2,510,000		856,332	3,552,916				3,552,916		71
			令和 2年度	268,357		199,000		69,357	268,357				268,357		5
			令和 3年度	819,321		594,000		225,321		819,321			819,321		16
			令和 4年度	20,862		15,000		5,862				20,862	20,862		1
			計	4,990,430	195,883	3,551,000		1,243,547	4,150,247	819,321	20,862	4,990,430			100

債務負担行為で令和5年度以降にわたるものについての令和3年度末までの支出額の見込み及び令和4年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	令和3年度末までの支出(見込)額		令和4年度以降の支出予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	
国立大学法人山梨大学と感染症寄附講座の設置について協定を締結	100,000			令和5年度から 令和8年度まで	100,000	繰入金 100,000
緑が丘スポーツ公園の管理について協定を締結	300,908	令和3年度中	75,227	令和4年度から 令和6年度まで	225,681	県 費 225,681
やまなし地域づくり交流センターの管理について協定を締結	125,583			令和4年度から 令和6年度まで	125,583	県 費 125,583
甲府市の酒折駅バリアフリー化設備整備事業に対し助成	19,667			令和4年度から 令和6年度まで	19,667	県 費 19,667
平成24年度に銀行その他の金融機関が山梨県土地開発公社に貸付けた事業資金の債務を保証	8,795,000 千円 を限度として貸付けた場合の元 利息(遅延利息 を含む。)に相 当する額	平成24年度から 令和3年度まで		令和4年度から 令和5年度まで	8,795,000 千円 を限度として貸付けた場合の元 利息(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県 費
同 上 (令和4年度)	6,228,614 千円 を限度として貸付けた場合の元 利息(遅延利息 を含む。)に相 当する額			令和4年度から 令和5年度まで	6,228,614 千円 を限度として貸付けた場合の元 利息(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県 費
リニアやまなしビジョン実証実験サポート事業について委託契約を締結	14,000			令和4年度から 令和5年度まで	14,000	国庫支出金 7,000 県 費 7,000

企業等の最先端技術、新製品の 実証実験（リニアやまなしビジョン 実証実験サポート事業）に対し助 成	45,000			令和4年度から 令和5年度まで	45,000	国庫支出金 22,500 県費 22,500
庁内託児所の運営について委託契 約を締結	20,916	令和3年度中		令和4年度から 令和5年度まで	20,916	諸収入 1,440 県費 19,476
新税務システム機器等の賃借につ いて契約を締結	84,357	令和元年度から 令和3年度まで	41,521	令和4年度から 令和6年度まで	41,521	県費 41,521
新税務システム機器等の賃借につ いて変更契約を締結	1,385	令和2年度から 令和3年度まで	616	令和4年度から 令和6年度まで	769	県費 769
自動車税納税通知書の印刷等につ いて委託契約を締結	8,737			令和4年度から 令和5年度まで	8,737	諸収入 500 県費 8,237
防災新館整備等事業（PFI事 業）について契約を締結	20,000,000	平成22年度から 令和3年度まで	9,626,760	令和4年度から 令和9年度まで	3,176,928,897円 に金利及び物価 の変動による増 減額を加算した 額	県費
防災新館整備等事業（PFI事 業）について変更契約を締結	114,140	平成26年度から 令和3年度まで	65,475	令和4年度から 令和9年度まで	48,665	県費 48,665
防災新館整備等事業（PFI事 業）について変更契約を締結	43,818	令和2年度から 令和3年度まで	11,062	令和4年度から 令和9年度まで	32,756	県費 32,756
県庁舎のLED照明機器について 賃貸借契約を締結	333,551	令和3年度中		令和4年度から 令和14年度まで	333,551	県費 333,551
総合的行政文書管理システムの構 築について委託契約を締結	233,750	令和3年度中		令和4年度から 令和5年度まで	233,750	県費 233,750

<p>甲府地方裁判所平成29年（行ウ）第6号損害賠償請求義務付け請求（住民訴訟）事件の関連訴訟（同住民訴訟において争われている貸付契約が無効であることや貸付契約に対する法令の解釈適用などが論点として含まれる訴訟をいう。）について訴訟代理委任契約を締結（令和3年度に締結するものに限る。）</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び訴訟代理委任契約事件に係る経済的利益の額を基準として、旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法に基づき算定した報酬の額の合計額から訴訟代理委任契約締結後に実際に支払った着手金を除した額に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和3年度中</p>	<p>115</p>	<p>令和4年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び訴訟代理委任契約事件に係る経済的利益の額を基準として、旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法に基づき算定した報酬の額の合計額から訴訟代理委任契約締結後に実際に支払った着手金を除した額に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>
<p>甲府地方裁判所令和3年（ワ）第111号損害賠償請求事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例</p>	<p>令和3年度中</p>		<p>令和4年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例</p>	<p>県費</p>

	に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内				に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内	
甲府地方裁判所令和3年(行ウ)第2号地位確認等請求事件について訴訟代理委任契約を締結	訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内	令和3年度中		令和4年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から3月後の日の属する年度まで	訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内	県 費

<p>県立考古博物館所蔵の縄文土器の買戻しによる損害賠償金支払請求について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び1,000千円（経済的利益が確保できない場合は500千円）に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和3年度中</p>		<p>令和4年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び1,000千円（経済的利益が確保できない場合は500千円）に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>
<p>甲府簡易裁判所令和3年（ハ）第382号未払賃金請求事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び1,000千円（経済的利益が確保できない場合は500千円）に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和3年度中</p>		<p>令和4年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び1,000千円（経済的利益が確保できない場合は500千円）に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>

<p>令和3年8月11日付けで通知された住民監査請求の監査結果を不服として提起される住民訴訟について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び訴訟代理委任契約事件に係る経済的利益の額を基準として、旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法に基づき算定した報酬の額の合計額から訴訟代理委任契約締結後に実際に支払った着手金を除した額と同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和3年度中</p>	<p>1</p>	<p>令和4年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び訴訟代理委任契約事件に係る経済的利益の額を基準として、旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法に基づき算定した報酬の額の合計額から訴訟代理委任契約締結後に実際に支払った着手金を除した額と同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>
<p>令和3年8月25日付けで通知された住民監査請求の監査結果を不服として提起される住民訴訟について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う</p>	<p>令和3年度中</p>	<p>17</p>	<p>令和4年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う</p>	<p>県費</p>

	費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び訴訟代理委任契約事件に係る経済的利益の額を基準として、旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法に基づき算定した報酬の額の合計額から訴訟代理委任契約締結後に実際に支払った着手金を除した額に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内				費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び訴訟代理委任契約事件に係る経済的利益の額を基準として、旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法に基づき算定した報酬の額の合計額から訴訟代理委任契約締結後に実際に支払った着手金を除した額に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内	
甲府地方裁判所都留支部平成30年(ワ)第60号所有権移転登記手続請求事件の判決を不服として提起する控訴事件について訴訟代理委任契約を締結	訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経	令和3年度中	9	令和4年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から3月後の日の属する年度まで	訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経	県費

	済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内				済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内	
甲府地方裁判所令和2年(ワ)第38号国家賠償請求事件の判決を不服として提起される控訴事件について訴訟代理委任契約を締結	訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内	令和3年度中		令和4年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から3月後の日の属する年度まで	訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内	県費
県議会議員選挙に係る選挙公報の印刷等について請負契約を締結	13,877			令和4年度から令和5年度まで	13,877	県費 13,877
財務会計システムの第4期統合サーバへの移行について委託契約を締結	40,920			令和4年度から令和5年度まで	40,920	県費 40,920
統合宛名システムの更新及び保守について委託契約を締結	69,737			令和4年度から令和7年度まで	69,737	県費 69,737

第4期統合サーバのサービス提供について委託契約を締結	545,052			令和5年度から令和9年度まで	545,052	諸収入 県費	20,952 524,100
青い鳥老人ホームの管理について協定を締結	647,572	令和3年度中	161,340	令和4年度から令和6年度まで	486,232	負担金 県費	433,284 52,948
育精福祉センター児童寮の管理について協定を締結	531,849			令和4年度から令和7年度まで	531,849	県費	531,849
平成30年度に医師修学資金及び医師研修資金について貸与契約を締結	315,000	令和元年度から令和3年度まで	135,590	令和4年度から令和5年度まで	78,600	県費	78,600
同上 (令和元年度)	315,000	令和2年度から令和3年度まで	109,680	令和4年度から令和6年度まで	105,360	県費	105,360
同上 (令和2年度)	420,000	令和3年度中	63,090	令和4年度から令和7年度まで	248,160	繰入金 県費	243,360 4,800
同上 (令和3年度)	420,000			令和4年度から令和8年度まで	420,000	繰入金 県費	304,200 115,800
同上 (令和4年度)	420,000			令和5年度から令和9年度まで	420,000	繰入金 県費	304,200 115,800
令和3年度に医師海外留学資金について貸与契約を締結	12,300			令和4年度から令和6年度まで	12,300	県費	12,300
同上 (令和4年度)	23,100			令和5年度から令和7年度まで	23,100	県費	23,100
令和2年度に看護職員修学資金について貸付けを決定	120,564	令和3年度中	40,992	令和4年度から令和5年度まで	79,572	県費	79,572
同上 (令和3年度)	120,564			令和4年度から令和6年度まで	120,564	県費	120,564

同上 (令和4年度)	120,564			令和5年度から 令和7年度まで	120,564	県費	120,564
令和4年度に医療機関の短時間正規職員勤務制度導入に伴う職員の雇用等に対し助成	75,600			令和5年度から 令和6年度まで	75,600	繰入金	75,600
令和4年度に銀行その他の金融機関が公益財団法人山梨県環境整備事業団に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償	439,953 千円を 限度として貸付 けた場合の元利 金(遅延利息を 含む。)に相当 する額			令和4年度から 令和5年度まで	439,953 千円を 限度として貸付 けた場合の元利 金(遅延利息を 含む。)に相当 する額	県費	
県内中小企業者の新技術、新製品の研究開発事業(やまなしイノベーション創出事業)に対し助成	40,000			令和4年度から 令和5年度まで	40,000	県費	40,000
山梨県信用保証協会が、平成18年度に債務保証する経営支援緊急融資、経営再生支援融資、資金繰り支援借換融資、一般保証により保証した経済変動対策融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経営支援緊急融資として総額 6,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額	平成22年度から 令和3年度まで		令和4年度から 令和5年度まで	金融機関が、経営支援緊急融資として総額 6,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額	県費	

	<p>1,500,000 千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資として総額200,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあっては一般保証により債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以</p>				<p>1,500,000 千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資として総額200,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあっては一般保証により債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内				内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内	
山梨県信用保証協会が、平成19年度に債務保証する経営支援緊急融資、経営再生支援融資、資金繰り支援借換融資、一般保証により保証した経済変動対策融資、雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経営支援緊急融資として総額3,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額1,000,000千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額1,000,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資	平成22年度から令和3年度まで		令和4年度から令和6年度まで	金融機関が、経営支援緊急融資として総額3,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額1,000,000千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額1,000,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資	県 費

	<p>した資金、雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額3,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあっては一般保証により債務保証した場合に限る。また、平成19年10月1日以降にあっては責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払い</p>				<p>した資金、雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額3,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあっては一般保証により債務保証した場合に限る。また、平成19年10月1日以降にあっては責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払い</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>を受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資及び小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内</p>				<p>を受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資及び小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内</p>	
<p>山梨県信用保証協会が、平成20年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額31,200,000千円</p>	<p>平成22年度から令和3年度まで</p>		<p>令和4年度から令和7年度まで</p>	<p>金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額31,200,000千円</p>	<p>県 費</p>

	<p>の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額 3,400,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は原材料価格高騰対応等緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以</p>				<p>の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額 3,400,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は原材料価格高騰対応等緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内				内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内	
山梨県信用保証協会が、平成21年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額23,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額2,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は緊急保証により債務保証した場合	平成21年度から令和3年度まで		令和4年度から令和8年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額23,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額2,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は緊急保証により債務保証した場合	県 費

	を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内				を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内	
山梨県信用保証協会が、平成22年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額17,000,000千円	平成22年度から令和3年度まで		令和4年度から令和9年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額17,000,000千円	県費

	<p>の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は景気対応緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによつて生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対</p>				<p>の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は景気対応緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによつて生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内				策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内	
山梨県信用保証協会が、平成23年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額15,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額2,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の	平成23年度から令和3年度まで		令和4年度から令和10年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額15,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額2,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の	県 費

	対象外として債務保証した場合に限る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内				対象外として債務保証した場合に限る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内	
山梨県信用保証協会が、平成24年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資、小規模企業サポート融資、経営再生支援融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規	平成24年度から令和3年度まで		令和4年度から令和11年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規	県 費

	<p>模企業サポート 融資として総額 4,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金、経営 再生支援融資と して総額 500,000 千円の 範囲内で融資し た資金及び雇用 促進等支援融資 のうち重度心身 障害者等に必要 な作業施設の整 備等に要する融 資として総額 200,000 千円の 範囲内で融資し た資金について、 山梨県信用保証 協会が債務の保 証（経済変動対 策融資について は経営安定関連 保証及び東日本 大震災復興緊急 保証により債務 保証した場合を 除く。）を行っ たことによって 生じた代位弁済 額から、中小企 業信用保険法第 5条の規定によ</p>				<p>模企業サポート 融資として総額 4,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金、経営 再生支援融資と して総額 500,000 千円の 範囲内で融資し た資金及び雇用 促進等支援融資 のうち重度心身 障害者等に必要 な作業施設の整 備等に要する融 資として総額 200,000 千円の 範囲内で融資し た資金について、 山梨県信用保証 協会が債務の保 証（経済変動対 策融資については 経営安定関連 保証及び東日本 大震災復興緊急 保証により債務 保証した場合を 除く。）を行っ たことによって 生じた代位弁済 額から、中小企 業信用保険法第 5条の規定によ</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	り支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				り支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成25年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資、小規模企業サポート融資、経営再生支援融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変	平成25年度から令和3年度まで		令和4年度から令和12年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変	県 費

<p>業施設の整備等に要する融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>動対策融資として総額 11,000,000 千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額 500,000 千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資として総額 200,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行っ</p>				<p>動対策融資として総額 11,000,000 千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額 500,000 千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資として総額 200,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行っ</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	たことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				たことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成26年度に債務保証する経済変動対策融	金融機関が、経済変動対策融資	平成26年度から令和3年度まで		令和4年度から令和13年度まで	金融機関が、経済変動対策融資	県 費

<p>資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>として総額 11,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金、小規 模企業サポート 融資として総額 4,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金及び経 営再生支援融資 として総額 500,000 千円の 範囲内で融資し た資金について、 山梨県信用保証 協会が債務の保 証（経済変動対 策融資については 経営安定関連 保証及び東日本 大震災復興緊急 保証により債務 保証した場合を 除く。）を行っ たことによって 生じた代位弁済 額から、中小企 業信用保険法第 5条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額（責 任共有制度によ り債務保証した</p>				<p>として総額 11,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金、小規 模企業サポート 融資として総額 4,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金及び経 営再生支援融資 として総額 500,000 千円の 範囲内で融資し た資金について、 山梨県信用保証 協会が債務の保 証（経済変動対 策融資については 経営安定関連 保証及び東日本 大震災復興緊急 保証により債務 保証した場合を 除く。）を行っ たことによって 生じた代位弁済 額から、中小企 業信用保険法第 5条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額（責 任共有制度によ り債務保証した</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	<p>場合によっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>				<p>場合によっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>	
<p>山梨県信用保証協会が、平成27年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、</p>	<p>平成27年度から令和3年度まで</p>		<p>令和4年度から令和14年度まで</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、</p>	<p>県 費</p>

	<p>山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支</p>				<p>山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	援融資に係るものについては65%以内				援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成28年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第	平成28年度から令和3年度まで		令和4年度から令和15年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第	県 費

	5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成29年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資	平成29年度から令和3年度まで		令和4年度から令和16年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資	県 費

	<p>した資金及び経営再生支援融資として総額 500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るも</p>				<p>した資金及び経営再生支援融資として総額 500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るも</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	<p>のについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>				<p>のについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>	
<p>山梨県信用保証協会が、平成30年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を</p>	<p>平成30年度から令和3年度まで</p>		<p>令和4年度から令和17年度まで</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を</p>	<p>県 費</p>

	除く。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				除く。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、令和元年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を	金融機関が、経済変動対策融資として総額9,000,000千円の範囲内で融資	令和元年度から令和3年度まで		令和4年度から令和18年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額9,000,000千円の範囲内で融資	県 費

<p>補償</p>	<p>した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受け</p>				<p>した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受け</p>	
-----------	---	--	--	--	---	--

	た保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				た保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、令和2年度に債務保証する経済変動対策融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額270,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円	令和2年度から令和3年度まで		令和4年度から令和19年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額270,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円	県 費

	<p>の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱(20191217中庁第4号、令和元年12月25日制定)第10項ただし書きによる料率が適用された場合に限る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を</p>				<p>の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱(20191217中庁第4号、令和元年12月25日制定)第10項ただし書きによる料率が適用された場合に限る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内(ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、経営安定関連保証5号(令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間(経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。)に限る。)を付したものについては25%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。)、起業家支援融資及び事業承継支</p>				<p>控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内(ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、経営安定関連保証5号(令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間(経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。)に限る。)を付したものについては25%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。)、起業家支援融資及び事業承継支</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	援融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				援融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、令和3年度に債務保証する経済変動対策融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額50,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額	令和3年度中		令和4年度から令和20年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額50,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額	県費

	<p>500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項（1）ただし書きによる料率が適用されたものに限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制</p>				<p>500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項（1）ただし書きによる料率が適用されたものに限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内(ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、経営安定関連保証5号(令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間(経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。)に限る。)を付したものについては25%以内、危機関連保証又は東日本大震災</p>				<p>度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内(ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、経営安定関連保証5号(令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間(経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。)に限る。)を付したものについては25%以内、危機関連保証又は東日本大震災</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。)、起業家支援融資及び事業承継支援融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。)、起業家支援融資及び事業承継支援融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、令和4年度に債務保証する経済変動対策融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額 9,000,000 千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート			令和4年度から令和21年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額 9,000,000 千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート	県 費

	<p>融資として総額 4,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金及び経 営再生支援融資 として総額 500,000 千円の 範囲内で融資し た資金につい て、山梨県信用 保証協会が債務 の保証（事業承 継支援融資につ いては、事業承 継特別保証制度 要綱（20191217 中庁第4号、令 和元年12月25日 制定）第10項た だし書きによる 料率が適用され たもの又は経営 承継借換関連保 証事務取扱要領 （20200915 中庁 第2号、令和2 年9月18日制定） 第14項（1）た だし書きによる 料率が適用され たものに限る。） を行ったことによ って生じた代 位弁済額から、</p>				<p>融資として総額 4,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金及び経 営再生支援融資 として総額 500,000 千円の 範囲内で融資し た資金につい て、山梨県信用 保証協会が債務 の保証（事業承 継支援融資につ いては、事業承 継特別保証制度 要綱（20191217 中庁第4号、令 和元年12月25日 制定）第10項た だし書きによる 料率が適用され たもの又は経営 承継借換関連保 証事務取扱要領 （20200915 中庁 第2号、令和2 年9月18日制定） 第14項（1）た だし書きによる 料率が適用され たものに限る。） を行ったことによ って生じた代 位弁済額から、</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	<p>中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内（ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。）、起業家支援融資及び事業承継支援融資に係るものについては20%以内、小規模企</p>				<p>中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内（ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。）、起業家支援融資及び事業承継支援融資に係るものについては20%以内、小規模企</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内（ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金を借り換えた場合（当該既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）であって事業再生計画実施関連保証を付したものについては20%以内、経営安定関連保証5号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。）に信用保証協会が申込を受け付</p>				<p>業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内（ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金を借り換えた場合（当該既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）であって事業再生計画実施関連保証を付したものについては20%以内、経営安定関連保証5号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。）に信用保証協会が申込を受け付</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	けし、かつ貸付 実行されたもの に限る。)に係 る既往借入金を 借り換えた場合 (信用保証協会 の保証付の既往 借入金の範囲内 の額を借り換え る場合に限る。)に限る。)につ いては25%以内 とする。)				けし、かつ貸付 実行されたもの に限る。)に係 る既往借入金を 借り換えた場合 (信用保証協会 の保証付の既往 借入金の範囲内 の額を借り換え る場合に限る。)に限る。)につ いては25%以内 とする。)	
令和2年度融資に係る経済変動対 策融資(新型コロナウイルス感染 症対策関係)の利子補給	融資限度額 60,000千円の年 1.4%			令和4年度から 令和5年度まで	融資残額の年 1.4%	国庫支出金
令和2年度融資に係る経済変動対 策融資(新型コロナウイルス感染 症対策関係)の利子補給に伴う支 払業務について委託契約を締結	59,130	令和3年度中	19,710	令和4年度から 令和5年度まで	39,420	国庫支出金 39,420
令和3年度融資に係る経済変動対 策融資(新型コロナウイルス感染 症対策関係)の利子補給	融資限度額 60,000千円の年 1.4%			令和4年度から 令和6年度まで	融資残額の年 1.4%	国庫支出金
令和3年度融資に係る経済変動対 策融資(新型コロナウイルス感染 症対策関係)の利子補給に伴う支 払業務について委託契約を締結	3,756			令和4年度から 令和6年度まで	3,756	国庫支出金 3,756
中小企業人材開発センターの管理 について協定を締結	54,658	令和3年度中	13,583	令和4年度から 令和6年度まで	41,075	県費 41,075

平成30年度にものづくり人材就業支援事業に係る奨学金返還支援の対象者に対し助成を決定	32,610	平成30年度から令和3年度まで	6,396	令和4年度から令和10年度まで	26,214	繰入金	26,214
同上 (令和元年度)	47,098	令和元年度から令和3年度まで	2,208	令和4年度から令和11年度まで	44,890	繰入金	44,890
同上 (令和2年度)	49,296	令和2年度から令和3年度まで	1,968	令和4年度から令和12年度まで	47,328	繰入金	47,328
同上 (令和3年度)	46,788	令和3年度中		令和4年度から令和13年度まで	46,788	繰入金	46,788
同上 (令和4年度)	43,796			令和4年度から令和14年度まで	43,796	繰入金	43,796
令和3年度に緊急離転職者訓練事業(介護福祉士養成コース等)について委託契約を締結	47,421			令和4年度から令和5年度まで	47,421	国庫支出金	47,421
同上 (令和4年度)	53,561			令和5年度から令和6年度まで	53,561	国庫支出金	53,561
南アルプスカモシカ保護地域特別調査について委託契約を締結	13,902			令和5年度	13,902	国庫支出金 諸収入 県費	3,479 8,682 1,741
平成25年度に山梨県信用農業協同組合連合会等金融機関及び社団法人全国農地保有合理化協会が、財団法人山梨県農業振興公社に融資した事業資金の損失補償	280,793千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額	平成25年度から令和3年度まで		令和4年度から令和5年度まで	280,793千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額	県費	

令和3年度に山梨県信用農業協同組合連合会等金融機関及び公益社団法人全国農地保有合理化協会が、公益財団法人山梨県農業振興公社に融資した事業資金の損失補償	259,793千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	令和3年度中		令和4年度から令和13年度まで	259,793千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	県費
同上 （令和4年度）	253,793千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額			令和4年度から令和14年度まで	253,793千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	県費
平成18年度融資に係る農業近代化資金の利子補給	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	平成19年度から 令和3年度まで	2,693	令和4年度から 令和8年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 （平成19年度）	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	平成20年度から 令和3年度まで	569	令和4年度から 令和9年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 （平成20年度）	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	平成21年度から 令和3年度まで	5,371	令和4年度から 令和10年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 （平成23年度）	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	平成24年度から 令和3年度まで	2,638	令和4年度から 令和13年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 （平成24年度）	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	平成25年度から 令和3年度まで	3,435	令和4年度から 令和14年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 （平成25年度）	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	平成26年度から 令和3年度まで	3,121	令和4年度から 令和15年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費

同上 (平成26年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 1.85%以内	平成27年度から 令和3年度まで	2,550	令和4年度から 令和16年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成27年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 1.85%以内	平成28年度から 令和3年度まで	12,047	令和4年度から 令和17年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成28年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 1.85%以内	平成29年度から 令和3年度まで	8,861	令和4年度から 令和18年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成29年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 1.85%以内	平成30年度から 令和3年度まで	10,647	令和4年度から 令和19年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成30年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 1.85%以内	令和元年度から 令和3年度まで	31,512	令和4年度から 令和20年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (令和元年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 1.85%以内	令和2年度から 令和3年度まで	7,547	令和4年度から 令和21年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (令和2年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 1.85%以内	令和3年度中	4,040	令和4年度から 令和22年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (令和3年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 1.85%以内			令和4年度から 令和23年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (令和4年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 1.85%以内			令和5年度から 令和24年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
令和3年度融資に係る農業災害対策資金の利子補助	融資限度額 100,000 千円 の年 1.0%以内			令和4年度から 令和13年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費

同上 (令和4年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.0%以内			令和5年度から 令和14年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費
令和3年度融資に係る農村住宅資金の利子補給	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			令和4年度から 令和18年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
同上 (令和4年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			令和5年度から 令和19年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
令和3年度融資に係る農業経営改善資金の利子補給	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			令和4年度から 令和13年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
同上 (令和4年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			令和5年度から 令和14年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
令和3年度融資に係る中山間地域活性化資金の利子補給	融資限度額 100,000千円の 年1.8%以内			令和4年度から 令和28年度まで	融資残額の年 1.8%以内	県費
同上 (令和4年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.8%以内			令和5年度から 令和29年度まで	融資残額の年 1.8%以内	県費
平成10年度融資に係る農業経営基盤強化資金の利子補助	融資限度額 1,500,000千円 の年0.4%以内	平成11年度から 令和3年度まで	12,169	令和4年度から 令和5年度まで	融資残額の年 0.4%以内	県費
同上 (平成11年度)	融資限度額 1,500,000千円 の年0.55%以内	平成12年度から 令和3年度まで	13,879	令和4年度から 令和6年度まで	融資残額の年 0.55%以内	県費
同上 (平成15年度)	融資限度額 1,500,000千円 の年0.25%以内	平成16年度から 令和3年度まで	6,210	令和4年度から 令和10年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費

同上 (平成16年度)	融資限度額 1,500,000 千円 の年 0.25%以内	平成17年度から 令和 3 年度まで	1,400	令和 4 年度から 令和11年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県 費
同上 (平成17年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 0.25%以内	平成18年度から 令和 3 年度まで	2,572	令和 4 年度から 令和12年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県 費
同上 (平成18年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 0.25%以内	平成19年度から 令和 3 年度まで	698	令和 4 年度から 令和13年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県 費
同上 (平成19年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 0.25%以内	平成20年度から 令和 3 年度まで	2,200	令和 4 年度から 令和14年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県 費
同上 (平成20年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 0.25%以内	平成21年度から 令和 3 年度まで	4,656	令和 4 年度から 令和15年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県 費
同上 (平成21年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 0.25%以内	平成22年度から 令和 3 年度まで	4,914	令和 4 年度から 令和16年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県 費
令和 3 年度融資に係る農業経営負担軽減支援資金の利子補給	融資限度額 100,000 千円の 年 1.95%以内			令和 4 年度から 令和18年度まで	融資残額の年 1.95%以内	県 費
同上 (令和 4 年度)	融資限度額 100,000 千円の 年 1.95%以内			令和 5 年度から 令和19年度まで	融資残額の年 1.95%以内	県 費
平成26年度融資に係る平成26年 2月の雪害を受けた農業者に対する償還円滑化緊急借換資金の利子補助	融資限度額 550,000 千円の 年 1.0%以内	平成26年度から 令和 3 年度まで	3,440	令和 4 年度から 令和11年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県 費

平成26年度融資に係る平成26年2月の雪害を受けた農業者に対する農業施設復旧支援対策資金の利子補助	融資限度額 17,300,000千円 の年1.0%以内	平成26年度から 令和3年度まで	23,368	令和4年度から 令和21年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費	
同上 (平成27年度)	融資限度額 9,700,000千円 の年1.0%以内	平成27年度から 令和3年度まで	43,417	令和4年度から 令和22年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費	
平成26年度融資に係る平成26年2月の雪害を受けた農業者に対する被災農業者リスクスケジュール資金の利子補助	融資限度額 350,000千円の 年1.0%以内	平成26年度から 令和3年度まで	4,907	令和4年度から 令和14年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費	
データ農業推進事業に係るほ場データの解析等について委託契約を締結	17,956			令和4年度から 令和5年度まで	17,956	県費	17,956
八ヶ岳牧場の管理について協定を締結	758,513	令和3年度中	193,615	令和4年度から 令和6年度まで	564,898	県費	564,898
令和3年度融資に係る大家畜特別支援資金の利子補給	融資限度額 18,000千円の 年0.27%以内			令和4年度から 令和18年度まで	融資残額の年 0.27%以内	県費	
同上 (令和4年度)	融資限度額 18,000千円の 年0.26%以内			令和5年度から 令和19年度まで	融資残額の年 0.26%以内	県費	
令和3年度融資に係る畜産経営体質強化支援資金の利子補給	融資限度額 273,000千円の 年0.25%以内			令和4年度から 令和28年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費	
同上 (令和4年度)	融資限度額 256,000千円の 年0.24%以内			令和5年度から 令和29年度まで	融資残額の年 0.24%以内	県費	
令和3年度融資に係る家畜疾病経営維持資金の利子補給	融資限度額 160,000千円の 年0.53%以内			令和4年度から 令和10年度まで	融資残額の年 0.53%以内	県費	

同上 (令和4年度)	融資限度額 320,000千円の 年0.53%以内			令和5年度から 令和11年度まで	融資残額の年 0.53%以内	県費
国庫補助農地防災事業(防災重点 農業用ため池緊急整備事業)につ いて請負契約を締結	160,000			令和4年度から 令和5年度まで	160,000	負担金 17,600 国庫支出金 88,000 県債 48,000 県費 6,400
国庫補助農地防災事業(たん水防 除事業)について請負契約を締結	105,000			令和4年度から 令和5年度まで	105,000	負担金 13,650 国庫支出金 57,750 県債 30,000 県費 3,600
平成26年度に銀行その他の金融機 関が山梨県住宅供給公社に貸付け た事業資金について損失を受けた 場合、その損失を補償	9,527,657千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	平成26年度から 令和3年度まで		令和4年度から 令和5年度まで	9,527,657千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県費
同上 (平成27年度)	8,804,590千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	平成27年度から 令和3年度まで		令和4年度から 令和6年度まで	8,804,590千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県費
同上 (平成28年度)	9,012,937千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	平成28年度から 令和3年度まで		令和4年度から 令和7年度まで	9,012,937千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県費

同 上 (平成29年度)	7,751,002 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	平成29年度から 令和3年度まで		令和4年度から 令和8年度まで	7,751,002 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県 費
同 上 (平成30年度)	7,342,511 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	平成30年度から 令和3年度まで		令和4年度から 令和9年度まで	7,342,511 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県 費
同 上 (令和元年度)	7,005,251 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	令和元年度から 令和3年度まで		令和4年度から 令和10年度まで	7,005,251 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県 費
同 上 (令和2年度)	6,999,177 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	令和2年度から 令和3年度まで		令和4年度から 令和11年度まで	6,999,177 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県 費
同 上 (令和3年度)	6,992,933 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	令和3年度中		令和4年度から 令和12年度まで	6,992,933 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県 費

同上 (令和4年度)	6,986,516千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額			令和4年度から 令和13年度まで	6,986,516千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県費
一般国道140号道路改良工事1工 区(笛吹市)について用地取得及 び物件移転補償契約を締結	60,000			令和5年度	60,000	国庫支出金 33,000 県債 24,000 県費 3,000
一般国道140号道路改良工事2工 区(笛吹市)について用地取得及 び物件移転補償契約を締結	60,000			令和5年度	60,000	国庫支出金 33,000 県債 24,000 県費 3,000
一般国道140号道路改良工事3工 区(笛吹市)について用地取得及 び物件移転補償契約を締結	60,000			令和5年度	60,000	国庫支出金 33,000 県債 24,000 県費 3,000
一般国道140号道路改良工事4工 区(笛吹市)について用地取得及 び物件移転補償契約を締結	2,000,000			令和5年度から 令和6年度まで	2,000,000	国庫支出金 1,100,000 県債 810,000 県費 90,000
一般国道411号道路改良工事(甲 府市)について用地取得及び物件 移転補償契約を締結	250,000			令和5年度	250,000	国庫支出金 137,500 県債 101,000 県費 11,500
一般国道139号道路改良工事(大 月市)について請負契約を締結	150,000			令和5年度	150,000	国庫支出金 89,925 県債 54,000 県費 6,075
一般国道139号上和田2号トンネ ル(仮称)新設工事1工区(大月 市)について請負契約を締結	1,450,000			令和4年度から 令和5年度まで	1,450,000	国庫支出金 853,325 県債 537,000 県費 59,675

一般国道139号上和田2号トンネル（仮称）新設工事2工区（大月市）について請負契約を締結	1,150,000			令和5年度から 令和6年度まで	1,150,000	国庫支出金 689,425 県債 414,000 県費 46,575
一般国道140号道路改良工事（南アルプス市）について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 59,950 県債 36,000 県費 4,050
一般国道300号道路改良工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	330,000			令和5年度	330,000	国庫支出金 197,835 県債 118,000 県費 14,165
一般国道411号道路改良工事1工区（甲州市）について請負契約を締結	150,000			令和5年度	150,000	国庫支出金 89,925 県債 54,000 県費 6,075
一般国道411号道路改良工事2工区（甲州市）について請負契約を締結	70,000			令和5年度	70,000	国庫支出金 38,150 県債 28,000 県費 3,850
一般国道411号道路改良工事3工区（甲州市）について請負契約を締結	150,000			令和5年度	150,000	国庫支出金 89,925 県債 54,000 県費 6,075
一般国道411号道路改良工事4工区（甲州市）について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 59,950 県債 36,000 県費 4,050
一般国道411号舗装工事（甲州市）について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 59,950 県債 36,000 県費 4,050
一般国道413号道路改良工事1工区（南都留郡道志村）について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 59,950 県債 36,000 県費 4,050

一般国道413号道路改良工事2工区（南都留郡道志村）について請負契約を締結	120,000			令和5年度	120,000	国庫支出金 65,400 県債 49,000 県費 5,600
一般国道413号道志1号トンネル（仮称）新設工事1工区（南都留郡道志村）について請負契約を締結	1,200,000			令和4年度から 令和5年度まで	1,200,000	国庫支出金 642,000 県債 502,000 県費 56,000
一般国道413号道志1号トンネル（仮称）新設工事2工区（南都留郡道志村）について請負契約を締結	400,000			令和5年度	400,000	国庫支出金 218,000 県債 163,000 県費 19,000
主要地方道甲府昇仙峡線道路改良工事（甲府市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 54,500 県債 40,000 県費 5,500
主要地方道富士川身延線舗装工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 54,500 県債 40,000 県費 5,500
主要地方道韮崎南アルプス中央線道路改良工事（南アルプス市）について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 54,500 県債 40,000 県費 5,500
主要地方道茅野北杜韮崎線道路改良工事（北杜市）について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 54,500 県債 40,000 県費 5,500
主要地方道茅野北杜韮崎線道路改良工事1工区（韮崎市）について請負契約を締結	400,000			令和4年度から 令和5年度まで	400,000	国庫支出金 214,000 県債 167,000 県費 19,000
主要地方道茅野北杜韮崎線道路改良工事2工区（韮崎市）について請負契約を締結	200,000			令和5年度	200,000	国庫支出金 109,000 県債 81,000 県費 10,000

主要地方道甲斐早川線道路改良工事1工区（南アルプス市）について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 59,950 県債 36,000 県費 4,050
主要地方道甲斐早川線道路改良工事2工区（南アルプス市）について請負契約を締結	300,000			令和5年度	300,000	国庫支出金 163,500 県債 122,000 県費 14,500
主要地方道甲斐早川線早川芦安連絡道路トンネル（仮称）新設工事（南アルプス市）について請負契約を締結	2,500,000			令和5年度から 令和6年度まで	2,500,000	国庫支出金 1,362,500 県債 1,023,000 県費 114,500
主要地方道河口湖精進線道路改良工事1工区（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 59,950 県債 36,000 県費 4,050
主要地方道河口湖精進線道路改良工事2工区（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 59,950 県債 36,000 県費 4,050
主要地方道韮崎増富線江草大渡トンネル（仮称）新設工事（北杜市）について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 54,500 県債 40,000 県費 5,500
主要地方道韮崎昇仙峡線道路改良工事（韮崎市）について請負契約を締結	60,000			令和5年度	60,000	国庫支出金 35,970 県債 21,000 県費 3,030
主要地方道甲府山梨線道路改良工事（山梨市）について請負契約を締結	50,000			令和5年度	50,000	国庫支出金 27,250 県債 20,000 県費 2,750
主要地方道笛吹市川三郷線道路改良工事（西八代郡市川三郷町）について請負契約を締結	350,000			令和5年度	350,000	国庫支出金 190,750 県債 143,000 県費 16,250

主要地方道甲斐早川線道路改良工事（南巨摩郡早川町）について請負契約を締結	500,000			令和5年度	500,000	諸収入	500,000
一般県道天神平甲府線三光寺山トンネル（仮称）新設工事（甲府市）について請負契約を締結	1,200,000			令和5年度から 令和6年度まで	1,200,000	国庫支出金 県債 県費	654,000 491,000 55,000
一般県道休息山梨線道路改良工事（甲州市）について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 県債 県費	59,950 36,000 4,050
一般県道梁川猿橋線道路改良工事（大月市）について請負契約を締結	150,000			令和5年度	150,000	国庫支出金 県債 県費	81,750 61,000 7,250
一般県道甘利山公園線道路改良工事（韮崎市）について請負契約を締結	60,000			令和5年度	60,000	国庫支出金 県債 県費	35,970 21,000 3,030
一般県道富士河口湖富士線樹海台駐車場拡幅工事（南都留郡鳴沢村）について請負契約を締結	150,000			令和5年度	150,000	国庫支出金 県債 県費	81,750 61,000 7,250
一般県道富士河口湖富士線道路改良工事（南都留郡鳴沢村）について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 県債 県費	54,500 40,000 5,500
一般県道大野夏狩線道路改良工事（都留市）について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 県債 県費	59,950 36,000 4,050
一般県道富士吉田西桂線道路改良工事（南都留郡西桂町）について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 県債 県費	54,500 40,000 5,500

一般国道140号落合1号橋（仮称）下部工事（甲府市）について請負契約を締結	50,000			令和5年度	50,000	国庫支出金 27,500 県債 20,000 県費 2,500
一般国道140号落合1号橋（仮称）上部工事（甲府市）について請負契約を締結	650,000			令和5年度から 令和6年度まで	650,000	国庫支出金 357,500 県債 263,000 県費 29,500
一般国道140号落合2号橋（仮称）下部工事（甲府市）について請負契約を締結	135,000			令和4年度から 令和5年度まで	135,000	国庫支出金 74,250 県債 54,000 県費 6,750
一般国道140号落合2号橋（仮称）上部工事（甲府市）について請負契約を締結	700,000			令和5年度から 令和6年度まで	700,000	国庫支出金 385,000 県債 283,000 県費 32,000
一般国道140号落合3号橋（仮称）下部工事（甲府市）について請負契約を締結	500,000			令和4年度から 令和5年度まで	500,000	国庫支出金 275,000 県債 202,000 県費 23,000
一般国道140号落合3号橋（仮称）上部工事（甲府市）について請負契約を締結	700,000			令和5年度から 令和6年度まで	700,000	国庫支出金 385,000 県債 283,000 県費 32,000
一般国道140号落合4号橋（仮称）下部工事1工区（甲府市）について請負契約を締結	350,000			令和4年度から 令和5年度まで	350,000	国庫支出金 192,500 県債 141,000 県費 16,500
一般国道140号落合4号橋（仮称）下部工事2工区（甲府市）について請負契約を締結	450,000			令和5年度から 令和6年度まで	450,000	国庫支出金 247,500 県債 182,000 県費 20,500
一般国道140号落合5号橋（仮称）下部工事（甲府市）について請負契約を締結	450,000			令和5年度から 令和6年度まで	450,000	国庫支出金 247,500 県債 182,000 県費 20,500

一般国道140号落合6号橋（仮称）上部工事（甲府市）について請負契約を締結	800,000			令和5年度から 令和6年度まで	800,000	国庫支出金 440,000 県債 324,000 県費 36,000
一般国道140号濁川・平等川橋（仮称）上部工事（甲府市、笛吹市）について請負契約を締結	2,900,000	令和3年度中		令和4年度から 令和5年度まで	2,900,000	国庫支出金 1,595,000 県債 1,174,000 県費 131,000
一般国道140号東油川高架橋（仮称）上部工事（笛吹市）について請負契約を締結	1,000,000			令和4年度から 令和5年度まで	1,000,000	国庫支出金 550,000 県債 405,000 県費 45,000
一般国道140号渋川第一橋（仮称）下部工事1工区（甲府市）について請負契約を締結	550,000			令和4年度から 令和5年度まで	550,000	国庫支出金 302,500 県債 222,000 県費 25,500
一般国道140号渋川第一橋（仮称）下部工事2工区（甲府市）について請負契約を締結	700,000			令和5年度から 令和6年度まで	700,000	国庫支出金 385,000 県債 283,000 県費 32,000
一般国道140号渋川第一橋（仮称）下部工事3工区（甲府市）について請負契約を締結	500,000			令和5年度から 令和6年度まで	500,000	国庫支出金 275,000 県債 202,000 県費 23,000
一般国道139号上和田1号橋（仮称）下部工事（大月市）について請負契約を締結	250,000			令和5年度	250,000	国庫支出金 149,875 県債 90,000 県費 10,125
一般国道411号落滝2号橋（仮称）上部工事（北都留郡丹波山村）について請負契約を締結	350,000			令和4年度から 令和5年度まで	350,000	国庫支出金 205,975 県債 129,000 県費 15,025
一般国道411号落滝橋（仮称）上部工事（北都留郡丹波山村）について請負契約を締結	300,000			令和5年度	300,000	国庫支出金 179,850 県債 108,000 県費 12,150

一般国道413号子ッ沢橋（仮称）下部工事（南都留郡道志村）について請負契約を締結	300,000			令和5年度	300,000	国庫支出金 163,500 県債 122,000 県費 14,500
主要地方道市川三郷富士川線富士橋上部工事1工区（南巨摩郡富士川町）について請負契約を締結	3,500,000	令和3年度中		令和4年度から 令和5年度まで	3,500,000	国庫支出金 1,925,000 県債 1,417,000 県費 158,000
主要地方道市川三郷富士川線富士橋上部工事2工区（南巨摩郡富士川町）について請負契約を締結	250,000			令和5年度	250,000	国庫支出金 137,500 県債 101,000 県費 11,500
主要地方道甲府昇仙峡線櫻橋下部工事（甲府市、甲斐市）について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 55,000 県債 40,000 県費 5,000
主要地方道甲府昇仙峡線新長とろ橋上部工事（甲府市、甲斐市）について請負契約を締結	400,000			令和5年度から 令和6年度まで	400,000	国庫支出金 220,000 県債 162,000 県費 18,000
主要地方道北杜富士見線松木沢川橋下部工事（北杜市）について請負契約を締結	50,000			令和5年度	50,000	国庫支出金 27,250 県債 20,000 県費 2,750
一般県道中下条甲府線長松寺橋下部工事（甲府市）について請負契約を締結	200,000			令和5年度	200,000	国庫支出金 110,000 県債 81,000 県費 9,000
一般県道横手日野春停車場線駒城橋下部工事（北杜市）について請負契約を締結	250,000			令和5年度	250,000	国庫支出金 137,500 県債 101,000 県費 11,500
一般県道天神平甲府線西川橋（仮称）新設工事（甲府市）について請負契約を締結	150,000			令和5年度	150,000	国庫支出金 81,750 県債 61,000 県費 7,250

一般県道休息山梨線清水橋旧橋撤去工事（甲州市）について請負契約を締結	50,000			令和5年度	50,000	国庫支出金 県債 県費	29,975 18,000 2,025
一般県道梁川猿橋線太田2号橋（仮称）上部工事（大月市）について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 県債 県費	54,500 40,000 5,500
一般国道137号道路改良工事1工区（笛吹市）の設計業務について委託契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 県債 県費	55,000 40,000 5,000
一般国道137号道路改良工事2工区（笛吹市）の設計業務について委託契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 県債 県費	59,950 36,000 4,050
一般国道141号電線共同溝工事（韮崎市）について請負契約を締結	80,000			令和5年度	80,000	国庫支出金 県債 県費	44,000 32,000 4,000
一般国道141号電線共同溝工事（北杜市）について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 県債 県費	55,000 40,000 5,000
一般国道358号右左口トンネル補修工事（甲府市）について請負契約を締結	150,000			令和5年度	150,000	国庫支出金 県債 県費	89,925 54,000 6,075
一般国道139号電線共同溝工事1工区（富士吉田市）について物件移転補償契約を締結	60,000			令和5年度	60,000	国庫支出金 県債 県費	35,970 21,000 3,030
一般国道139号電線共同溝工事2工区（富士吉田市）について物件移転補償契約を締結	30,000			令和5年度	30,000	国庫支出金 県債 県費	17,985 10,000 2,015

一般国道139号電線共同溝工事 (富士吉田市) について請負契約 を締結	70,000			令和5年度	70,000	国庫支出金 41,965 県債 25,000 県費 3,035
一般国道140号道路改良工事(笛 吹市) について請負契約を締結	40,000			令和5年度	40,000	国庫支出金 23,980 県債 14,000 県費 2,020
一般国道140号道路改良工事(笛 吹市) について物件移転補償契約 を締結	36,000			令和5年度	36,000	国庫支出金 21,582 県債 12,000 県費 2,418
一般国道358号災害防除工事(甲 府市) について請負契約を締結	70,000			令和5年度	70,000	国庫支出金 38,150 県債 28,000 県費 3,850
主要地方道甲府市川三郷線電線共 同溝工事(中巨摩郡昭和町) につ いて請負契約を締結	80,000			令和5年度	80,000	国庫支出金 44,000 県債 32,000 県費 4,000
主要地方道甲府韮崎線電線共同溝 工事(甲府市) について請負契約 を締結	80,000			令和5年度	80,000	国庫支出金 44,000 県債 32,000 県費 4,000
主要地方道上野原丹波山線災害防 除工事(上野原市) について請負 契約を締結	50,000			令和5年度	50,000	国庫支出金 29,975 県債 18,000 県費 2,025
主要地方道韮崎増富線塩川トンネ ル非常用設備修繕工事(北杜市) について請負契約を締結	60,000			令和5年度	60,000	国庫支出金 35,970 県債 21,000 県費 3,030
主要地方道甲府市川三郷線歩道新 設工事(中巨摩郡昭和町) につい て物件移転補償契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 59,950 県債 36,000 県費 4,050

主要地方道都留道志線歩道新設工事（都留市）について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 59,950 県債 36,000 県費 4,050
主要地方道甲斐中央線交差点改良工事（甲斐市）について請負契約を締結	70,000			令和5年度	70,000	国庫支出金 41,965 県債 25,000 県費 3,035
主要地方道甲府中央右左口線歩道新設工事（甲府市）について物件移転補償契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 59,950 県債 36,000 県費 4,050
主要地方道甲府山梨線災害防除工事（山梨市）について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 54,500 県債 40,000 県費 5,500
主要地方道南アルプス公園線災害防除工事（南巨摩郡早川町）について請負締結を締結	60,000			令和5年度	60,000	国庫支出金 32,700 県債 24,000 県費 3,300
一般県道塩平窪平線災害防除工事（山梨市）について請負契約を締結	90,000			令和5年度	90,000	国庫支出金 49,050 県債 36,000 県費 4,950
一般県道大菩薩初鹿野線災害防除工事（甲州市）について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 54,500 県債 40,000 県費 5,500
一般県道柳平塩山線災害防除工事（山梨市）について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 54,500 県債 40,000 県費 5,500
一般県道新田松留線道路改良工事（上野原市）について請負契約を締結	70,000			令和5年度	70,000	国庫支出金 41,965 県債 25,000 県費 3,035

一般県道甘利山公園線災害防除工事（韮崎市）について請負契約を締結	150,000			令和5年度	150,000	国庫支出金 県債 県費	81,750 61,000 7,250
一般国道140号西沢大橋補修工事（山梨市）について請負契約を締結	150,000			令和5年度	150,000	国庫支出金 県債 県費	89,925 54,000 6,075
一般国道140号白沢橋補修工事（山梨市）について請負契約を締結	50,000			令和5年度	50,000	国庫支出金 県債 県費	29,975 18,000 2,025
一般国道140号円川二之橋補修工事（山梨市）について請負契約を締結	50,000			令和5年度	50,000	国庫支出金 県債 県費	29,975 18,000 2,025
一般国道140号円川橋補修工事（山梨市）について請負契約を締結	50,000			令和5年度	50,000	国庫支出金 県債 県費	29,975 18,000 2,025
一般国道140号新滝戸川橋補修工事（中央市）について請負契約を締結	70,000			令和5年度	70,000	国庫支出金 県債 県費	41,965 25,000 3,035
一般国道300号小淵沢橋補修工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	50,000			令和5年度	50,000	国庫支出金 県債 県費	29,975 18,000 2,025
一般国道358号山葵沢橋補修工事（甲府市）について請負契約を締結	50,000			令和5年度	50,000	国庫支出金 県債 県費	29,975 18,000 2,025
一般国道358号芦川大橋補修工事（甲府市）について請負契約を締結	70,000			令和5年度	70,000	国庫支出金 県債 県費	41,965 25,000 3,035

一般国道358号山の神橋補修工事 (甲府市) について請負契約を締結	70,000			令和5年度	70,000	国庫支出金 41,965 県債 25,000 県費 3,035
一般国道358号五十五橋補修工事 (甲府市) について請負契約を締結	50,000			令和5年度	50,000	国庫支出金 29,975 県債 18,000 県費 2,025
一般国道411号大日影橋補修工事 (甲州市) について請負契約を締結	50,000			令和5年度	50,000	国庫支出金 29,975 県債 18,000 県費 2,025
一般国道140号無名1号橋補修工事 (山梨市) について請負契約を締結	40,000			令和5年度	40,000	国庫支出金 21,800 県債 16,000 県費 2,200
主要地方道北杜富士見線東沢橋補修工事 (北杜市) について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 59,950 県債 36,000 県費 4,050
主要地方道韮崎南アルプス中央線 八幡沢川橋補修工事 (韮崎市) について請負契約を締結	40,000			令和5年度	40,000	国庫支出金 23,980 県債 14,000 県費 2,020
主要地方道韮崎南アルプス中央線 御勅使上橋補修工事 (韮崎市) について請負契約を締結	40,000			令和5年度	40,000	国庫支出金 23,980 県債 14,000 県費 2,020
主要地方道韮崎南アルプス中央線 豊積橋補修工事 (中央市) について請負契約を締結	200,000			令和5年度	200,000	国庫支出金 119,900 県債 72,000 県費 8,100
主要地方道甲府山梨線甲府跨線橋 補修工事1工区 (甲府市) について請負契約を締結	50,000			令和5年度	50,000	国庫支出金 29,975 県債 18,000 県費 2,025

主要地方道甲府山梨線甲府跨線橋補修工事2工区(甲府市)について請負契約を締結	50,000			令和5年度	50,000	国庫支出金 県債 県費	29,975 18,000 2,025
主要地方道上野原あきる野線鏡渡橋補修工事(上野原市)について請負契約を締結	70,000			令和5年度	70,000	国庫支出金 県債 県費	41,965 25,000 3,035
主要地方道白井甲州線氷川橋補修工事(甲州市)について請負契約を締結	20,000			令和5年度	20,000	国庫支出金 県債 県費	11,990 7,000 1,010
主要地方道白井甲州線西広門田橋補修工事(甲州市)について請負契約を締結	50,000			令和5年度	50,000	国庫支出金 県債 県費	29,975 18,000 2,025
主要地方道四日市場上野原線落合橋補修工事(都留市)について請負契約を締結	30,000			令和5年度	30,000	国庫支出金 県債 県費	17,985 10,000 2,015
主要地方道甲府韮崎線水道橋補修工事(甲府市)について請負契約を締結	50,000			令和5年度	50,000	国庫支出金 県債 県費	27,250 20,000 2,750
主要地方道甲府韮崎線貢川橋補修工事(甲斐市)について請負契約を締結	40,000			令和5年度	40,000	国庫支出金 県債 県費	21,800 16,000 2,200
主要地方道甲府韮崎線東川橋補修工事(甲斐市)について請負契約を締結	50,000			令和5年度	50,000	国庫支出金 県債 県費	27,250 20,000 2,750
主要地方道甲府韮崎線六反川橋補修工事(甲斐市)について請負契約を締結	50,000			令和5年度	50,000	国庫支出金 県債 県費	27,250 20,000 2,750

主要地方道白井甲州線堀川橋補修工事（笛吹市）について請負契約を締結	20,000			令和5年度	20,000	国庫支出金 県債 県費	10,900 8,000 1,100
主要地方道白井甲州線神輿橋補修工事（笛吹市）について請負契約を締結	20,000			令和5年度	20,000	国庫支出金 県債 県費	10,900 8,000 1,100
一般県道川窪猪狩線高町沢橋補修工事（甲府市）について請負契約を締結	50,000			令和5年度	50,000	国庫支出金 県債 県費	29,975 18,000 2,025
一般県道三日市場南線亀甲橋補修工事（山梨市）について請負契約を締結	50,000			令和5年度	50,000	国庫支出金 県債 県費	29,975 18,000 2,025
一般県道山梨笛吹線四ノ橋補修工事（笛吹市）について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 県債 県費	59,950 36,000 4,050
一般県道万力小屋敷線根津橋補修工事（山梨市）について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 県債 県費	59,950 36,000 4,050
一般県道石和温泉停車場線鶴飼橋補修工事（笛吹市）について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 県債 県費	59,950 36,000 4,050
一般県道割子切石線三沢橋補修工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	50,000			令和5年度	50,000	国庫支出金 県債 県費	29,975 18,000 2,025
一般県道下部飯富線飯富橋補修工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	200,000			令和5年度	200,000	国庫支出金 県債 県費	119,900 72,000 8,100

一般県道山保久那土線道店橋補修工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	30,000			令和5年度	30,000	国庫支出金 17,985 県債 10,000 県費 2,015
一般県道湯之奥上之平線神泉橋補修工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	20,000			令和5年度	20,000	国庫支出金 11,990 県債 7,000 県費 1,010
一般県道湯之奥上之平線神泉橋歩道橋補修工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	20,000			令和5年度	20,000	国庫支出金 11,990 県債 7,000 県費 1,010
一般県道折門古関線大森橋補修工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	30,000			令和5年度	30,000	国庫支出金 17,985 県債 10,000 県費 2,015
一般県道折門古関線栄橋補修工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	30,000			令和5年度	30,000	国庫支出金 17,985 県債 10,000 県費 2,015
一般県道甲斐常葉停車場線常葉橋補修工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	30,000			令和5年度	30,000	国庫支出金 17,985 県債 10,000 県費 2,015
一般県道遅沢静川線大陸橋補修工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	40,000			令和5年度	40,000	国庫支出金 23,980 県債 14,000 県費 2,020
一般県道桑西下真木線小佐野橋補修工事（大月市）について請負契約を締結	300,000			令和5年度	300,000	国庫支出金 179,850 県債 108,000 県費 12,150
一般県道金山大月線昭和橋補修工事（大月市）について請負契約を締結	350,000			令和5年度から 令和6年度まで	350,000	国庫支出金 209,825 県債 126,000 県費 14,175

一般県道清里須玉線大滝橋補修工事（北杜市）について請負契約を締結	40,000			令和5年度	40,000	国庫支出金 県債 県費	23,980 14,000 2,020
一般県道原浅尾葦崎線御塚橋補修工事（北杜市）について請負契約を締結	40,000			令和5年度	40,000	国庫支出金 県債 県費	23,980 14,000 2,020
一般県道日野春停車場線富岡橋補修工事（北杜市）について請負契約を締結	70,000			令和5年度	70,000	国庫支出金 県債 県費	41,965 25,000 3,035
一般県道富士河口湖富士線河口湖大橋補修工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結	150,000			令和5年度	150,000	国庫支出金 県債 県費	89,925 54,000 6,075
一般県道井出停車場線富栄橋補修工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結	60,000			令和5年度	60,000	国庫支出金 県債 県費	35,970 21,000 3,030
一般県道甲府精進湖線三両橋補修工事（甲府市）について請負契約を締結	50,000			令和5年度	50,000	国庫支出金 県債 県費	27,250 20,000 2,750
路面清掃業務について委託契約を締結	505,164			令和5年度から 令和6年度まで	505,164	県費	505,164
一級河川芦川基幹河川改修工事1工区（西八代郡市川三郷町）について請負契約を締結	230,000			令和4年度から 令和5年度まで	230,000	国庫支出金 県債 県費	115,000 103,000 12,000
一級河川芦川基幹河川改修工事2工区（西八代郡市川三郷町）について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 県債 県費	50,000 45,000 5,000
一級河川鎌田川基幹河川改修工事1工区（中央市）について請負契約を締結	150,000			令和5年度	150,000	国庫支出金 県債 県費	75,000 67,000 8,000

一級河川鎌田川基幹河川改修工事 2工区（中央市）について請負契約を締結	150,000			令和5年度	150,000	国庫支出金 75,000 県債 67,000 県費 8,000
一級河川鎌田川基幹河川改修工事 3工区（中央市）について請負契約を締結	150,000			令和5年度	150,000	国庫支出金 75,000 県債 67,000 県費 8,000
一級河川鎌田川基幹河川改修工事 4工区（中央市）について請負契約を締結	300,000			令和5年度	300,000	国庫支出金 150,000 県債 135,000 県費 15,000
一級河川鎌田川基幹河川改修工事 5工区（中央市）について請負契約を締結	150,000			令和5年度	150,000	国庫支出金 75,000 県債 67,000 県費 8,000
一級河川鎌田川基幹河川改修工事 6工区（中央市）について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
一級河川濁川基幹河川改修工事 （甲府市）について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
一級河川濁川基幹河川改修工事1 工区（甲府市）について用地取得 及び物件移転補償契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
一級河川濁川基幹河川改修工事2 工区（甲府市）について用地取得 及び物件移転補償契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
一級河川渋川基幹河川改修工事 （笛吹市）について請負契約を締結	67,000			令和5年度	67,000	国庫支出金 30,000 諸収入 7,000 県債 27,000 県費 3,000
一級河川平等川基幹河川改修工事 1工区（笛吹市）について請負契約を締結	30,000			令和5年度	30,000	国庫支出金 15,000 県債 13,000 県費 2,000

一級河川平等川基幹河川改修工事 2工区（笛吹市）について請負契約を締結	60,000			令和5年度	60,000	国庫支出金 30,000 県債 27,000 県費 3,000
一級河川八条川改修工事（南アル プス市）について請負契約を締結	80,000			令和5年度	80,000	国庫支出金 40,000 県債 36,000 県費 4,000
一級河川浅利川改修工事（中央 市）について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
一級河川高倉川改修工事（甲府 市）について請負契約を締結	50,000			令和5年度	50,000	国庫支出金 25,000 県債 22,000 県費 3,000
一級河川高倉川改修工事1工区 （甲府市）について用地取得及び 物件移転補償契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
一級河川高倉川改修工事2工区 （甲府市）について用地取得及び 物件移転補償契約を締結	50,000			令和5年度	50,000	国庫支出金 25,000 県債 22,000 県費 3,000
一級河川境川改修工事（笛吹市） について請負契約を締結	70,000			令和5年度	70,000	国庫支出金 35,000 県債 31,000 県費 4,000
一級河川狐川改修工事（笛吹市） について請負契約を締結	70,000			令和5年度	70,000	国庫支出金 35,000 県債 31,000 県費 4,000
一級河川古川改修工事（韮崎市） について請負契約を締結	130,000			令和5年度	130,000	国庫支出金 50,000 諸収入 30,000 県債 45,000 県費 5,000

一級河川朝日川改修工事1工区 (都留市)について請負契約を締結	70,000			令和5年度	70,000	国庫支出金 35,000 県債 31,000 県費 4,000
一級河川朝日川改修工事2工区 (都留市)について請負契約を締結	80,000			令和5年度	80,000	国庫支出金 40,000 県債 36,000 県費 4,000
一級河川入山川改修工事(富士吉 田市)について請負契約を締結	150,000			令和5年度	150,000	国庫支出金 50,000 諸収入 50,000 県債 45,000 県費 5,000
一級河川湯川改修工事(甲府市) について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 45,000 県債 49,000 県費 6,000
一級河川鎌田川改修工事1工区 (甲府市)について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 45,000 県債 49,000 県費 6,000
一級河川鎌田川改修工事2工区 (甲府市)について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 45,000 県債 49,000 県費 6,000
一級河川鎌田川改修工事3工区 (甲府市)について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 45,000 県債 49,000 県費 6,000
一級河川鎌田川改修工事4工区 (甲府市)について請負契約を締結	100,000			令和5年度	100,000	国庫支出金 45,000 県債 49,000 県費 6,000
一級河川貢川改修工事(甲斐市) について請負契約を締結	74,000			令和5年度	74,000	国庫支出金 31,500 諸収入 4,000 県債 34,000 県費 4,500

一級河川寺川改修工事 1 工区（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結	50,000			令和 5 年度	50,000	国庫支出金 22,500 県 債 24,000 県 費 3,500
一級河川寺川改修工事 2 工区（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結	50,000			令和 5 年度	50,000	国庫支出金 22,500 県 債 24,000 県 費 3,500
深城ダム観測・警報局設備改良工事（大月市）について請負契約を締結	150,000			令和 5 年度	150,000	国庫支出金 53,220 諸収入 16,950 県 債 71,000 県 費 8,830
富士川水系谷津川通常砂防工事（山梨市）について請負契約を締結	20,000			令和 5 年度	20,000	国庫支出金 10,000 県 債 9,000 県 費 1,000
富士川水系壺沢川通常砂防工事（韮崎市）について請負契約を締結	40,000			令和 5 年度	40,000	国庫支出金 20,000 県 債 18,000 県 費 2,000
富士川水系御勅使川通常砂防工事 1 工区（南アルプス市）について請負契約を締結	40,000			令和 5 年度	40,000	国庫支出金 20,000 県 債 18,000 県 費 2,000
富士川水系御勅使川通常砂防工事 2 工区（南アルプス市）について請負契約を締結	10,000			令和 5 年度	10,000	国庫支出金 5,000 県 債 4,000 県 費 1,000
富士川水系御勅使川通常砂防工事 3 工区（南アルプス市）について請負契約を締結	40,000			令和 5 年度	40,000	国庫支出金 20,000 県 債 18,000 県 費 2,000
富士川水系御勅使川通常砂防工事 4 工区（南アルプス市）について請負契約を締結	40,000			令和 5 年度	40,000	国庫支出金 20,000 県 債 18,000 県 費 2,000

富士川水系御勅使川通常砂防工事 5工区（南アルプス市）について 請負契約を締結	30,000			令和5年度	30,000	国庫支出金 15,000 県債 13,000 県費 2,000
富士川水系御勅使川通常砂防工事 6工区（南アルプス市）について 請負契約を締結	10,000			令和5年度	10,000	国庫支出金 5,000 県債 4,000 県費 1,000
富士川水系押越沢通常砂防工事 （南アルプス市）について請負契 約を締結	10,000			令和5年度	10,000	国庫支出金 5,000 県債 4,000 県費 1,000
富士川水系大和川通常砂防工事 （南アルプス市）について請負契 約を締結	10,000			令和5年度	10,000	国庫支出金 5,000 県債 4,000 県費 1,000
富士川水系漆川通常砂防工事（南 アルプス市）について請負契約を 締結	20,000			令和5年度	20,000	国庫支出金 10,000 県債 9,000 県費 1,000
富士川水系戸倉川通常砂防工事 （笛吹市）について請負契約を締 結	20,000			令和5年度	20,000	国庫支出金 10,000 県債 9,000 県費 1,000
富士川水系狐川通常砂防工事（笛 吹市）について請負契約を締結	10,000			令和5年度	10,000	国庫支出金 5,000 県債 4,000 県費 1,000
富士川水系日川通常砂防工事1工 区（甲州市）について請負契約を 締結	40,000			令和5年度	40,000	国庫支出金 20,000 県債 18,000 県費 2,000
富士川水系日川通常砂防工事2工 区（甲州市）について請負契約を 締結	20,000			令和5年度	20,000	国庫支出金 10,000 県債 9,000 県費 1,000

富士川水系日川通常砂防工事 3 工区（甲州市）について請負契約を締結	10,000			令和 5 年度	10,000	国庫支出金 5,000 県 債 4,000 県 費 1,000
富士川水系天狗沢通常砂防工事（甲州市）について請負契約を締結	40,000			令和 5 年度	40,000	国庫支出金 20,000 県 債 18,000 県 費 2,000
富士川水系中の入沢通常砂防工事 1 工区（甲州市）について請負契約を締結	40,000			令和 5 年度	40,000	国庫支出金 20,000 県 債 18,000 県 費 2,000
富士川水系中の入沢通常砂防工事 2 工区（甲州市）について請負契約を締結	10,000			令和 5 年度	10,000	国庫支出金 5,000 県 債 4,000 県 費 1,000
富士川水系上野沢通常砂防工事（西八代郡市川三郷町）について請負契約を締結	10,000			令和 5 年度	10,000	国庫支出金 5,000 県 債 4,000 県 費 1,000
富士川水系下部川通常砂防工事 1 工区（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	20,000			令和 5 年度	20,000	国庫支出金 10,000 県 債 9,000 県 費 1,000
富士川水系下部川通常砂防工事 2 工区（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	20,000			令和 5 年度	20,000	国庫支出金 10,000 県 債 9,000 県 費 1,000
富士川水系雨河内川通常砂防工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	10,000			令和 5 年度	10,000	国庫支出金 5,000 県 債 4,000 県 費 1,000
富士川水系大草伝水沢通常砂防工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	10,000			令和 5 年度	10,000	国庫支出金 5,000 県 債 4,000 県 費 1,000

富士川水系入の沢通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負 契約を締結	10,000			令和5年度	10,000	国庫支出金 5,000 県債 4,000 県費 1,000
富士川水系大津賀沢通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負 契約を締結	30,000			令和5年度	30,000	国庫支出金 15,000 県債 13,000 県費 2,000
富士川水系下天神沢川通常砂防工 事(南巨摩郡身延町) について請 負契約を締結	10,000			令和5年度	10,000	国庫支出金 5,000 県債 4,000 県費 1,000
富士川水系押手沢川通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負 契約を締結	10,000			令和5年度	10,000	国庫支出金 5,000 県債 4,000 県費 1,000
富士川水系湯沢川通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負 契約を締結	30,000			令和5年度	30,000	国庫支出金 15,000 県債 13,000 県費 2,000
富士川水系中沢川通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負 契約を締結	200,000			令和5年度から 令和6年度まで	200,000	国庫支出金 100,000 県債 90,000 県費 10,000
富士川水系身延川通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負 契約を締結	30,000			令和5年度	30,000	国庫支出金 15,000 県債 13,000 県費 2,000
富士川水系南俣川通常砂防工事 (南巨摩郡南部町) について請負 契約を締結	10,000			令和5年度	10,000	国庫支出金 5,000 県債 4,000 県費 1,000
富士川水系戸樋の沢川通常砂防工 事(南巨摩郡南部町) について請 負契約を締結	20,000			令和5年度	20,000	国庫支出金 10,000 県債 9,000 県費 1,000

富士川水系鯨野川通常砂防工事 (南巨摩郡南部町) について請負 契約を締結	20,000			令和5年度	20,000	国庫支出金 10,000 県債 9,000 県費 1,000
富士川水系竹の沢川通常砂防工事 (南巨摩郡南部町) について請負 契約を締結	10,000			令和5年度	10,000	国庫支出金 5,000 県債 4,000 県費 1,000
富士川水系向田川通常砂防工事 (南巨摩郡南部町) について請負 契約を締結	10,000			令和5年度	10,000	国庫支出金 5,000 県債 4,000 県費 1,000
富士川水系利根川通常砂防工事1 工区(南巨摩郡富士川町) につい て請負契約を締結	10,000			令和5年度	10,000	国庫支出金 5,000 県債 4,000 県費 1,000
富士川水系利根川通常砂防工事2 工区(南巨摩郡富士川町) につい て請負契約を締結	20,000			令和5年度	20,000	国庫支出金 10,000 県債 9,000 県費 1,000
富士川水系東沢通常砂防工事(南 巨摩郡富士川町) について請負契 約を締結	10,000			令和5年度	10,000	国庫支出金 5,000 県債 4,000 県費 1,000
富士川水系国見沢通常砂防工事 (南巨摩郡富士川町) について請 負契約を締結	30,000			令和5年度	30,000	国庫支出金 15,000 県債 13,000 県費 2,000
相模川水系矢名沢通常砂防工事 (都留市) について請負契約を締 結	10,000			令和5年度	10,000	国庫支出金 5,000 県債 4,000 県費 1,000
相模川水系幕沢通常砂防工事(都 留市) について請負契約を締結	20,000			令和5年度	20,000	国庫支出金 10,000 県債 9,000 県費 1,000

相模川水系糠蒔沢通常砂防工事 (都留市) について請負契約を締結	30,000			令和5年度	30,000	国庫支出金 15,000 県債 13,000 県費 2,000
相模川水系小沢川通常砂防工事 (大月市) について請負契約を締結	30,000			令和5年度	30,000	国庫支出金 15,000 県債 13,000 県費 2,000
相模川水系滝の沢川通常砂防工事 (大月市) について請負契約を締結	30,000			令和5年度	30,000	国庫支出金 15,000 県債 13,000 県費 2,000
相模川水系テントウ沢通常砂防工事 (大月市) について請負契約を締結	40,000			令和5年度	40,000	国庫支出金 20,000 県債 18,000 県費 2,000
相模川水系藤沢川通常砂防工事 (大月市) について請負契約を締結	30,000			令和5年度	30,000	国庫支出金 15,000 県債 13,000 県費 2,000
相模川水系むじな沢通常砂防工事 (南都留郡道志村) について請負契約を締結	20,000			令和5年度	20,000	国庫支出金 10,000 県債 9,000 県費 1,000
相模川水系平久住沢通常砂防工事 (南都留郡道志村) について請負契約を締結	20,000			令和5年度	20,000	国庫支出金 10,000 県債 9,000 県費 1,000
相模川水系一石川通常砂防工事 (南都留郡西桂町) について請負契約を締結	10,000			令和5年度	10,000	国庫支出金 5,000 県債 4,000 県費 1,000
相模川水系倉見下沢通常砂防工事 (南都留郡西桂町) について請負契約を締結	10,000			令和5年度	10,000	国庫支出金 5,000 県債 4,000 県費 1,000

相模川水系山の神川通常砂防工事 (南都留郡富士河口湖町) について請負契約を締結	10,000			令和5年度	10,000	国庫支出金 5,000 県債 4,000 県費 1,000
富士川水系芦沢川火山砂防工事 (山梨市) について請負契約を締結	40,000			令和5年度	40,000	国庫支出金 22,000 県債 16,000 県費 2,000
富士川水系在華入沢火山砂防工事 (山梨市) について請負契約を締結	50,000			令和5年度	50,000	国庫支出金 27,500 県債 20,000 県費 2,500
富士川水系不動沢火山砂防工事 (山梨市) について請負契約を締結	40,000			令和5年度	40,000	国庫支出金 22,000 県債 16,000 県費 2,000
富士川水系米山沢川火山砂防工事 (北杜市) について請負契約を締結	10,000			令和5年度	10,000	国庫支出金 5,500 県債 4,000 県費 500
富士川水系小麦沢火山砂防工事 (北杜市) について請負契約を締結	40,000			令和5年度	40,000	国庫支出金 22,000 県債 16,000 県費 2,000
富士川水系小川久保川火山砂防工事 (北杜市) について請負契約を締結	10,000			令和5年度	10,000	国庫支出金 5,500 県債 4,000 県費 500
富士川水系菅口沢火山砂防工事 (甲斐市) について請負契約を締結	40,000			令和5年度	40,000	国庫支出金 22,000 県債 16,000 県費 2,000
富士川水系吉沢火山砂防工事(甲斐市) について請負契約を締結	10,000			令和5年度	10,000	国庫支出金 5,500 県債 4,000 県費 500
相模川水系朝沢火山砂防工事(南都留郡山中湖村) について請負契約を締結	10,000			令和5年度	10,000	国庫支出金 5,500 県債 4,000 県費 500

相模川水系大洞沢火山砂防工事 (南都留郡山中湖村) について請負契約を締結	10,000			令和5年度	10,000	国庫支出金 5,500 県債 4,000 県費 500
五条地区地すべり対策工事(南巨摩郡身延町) について請負契約を締結	7,000			令和5年度	7,000	国庫支出金 3,500 県債 3,000 県費 500
鹿島地区地すべり対策工事(南巨摩郡富士川町) について請負契約を締結	7,000			令和5年度	7,000	国庫支出金 3,500 県債 3,000 県費 500
楽山地区急傾斜地崩壊対策工事(都留市) について請負契約を締結	27,000			令和5年度	27,000	負担金 2,700 国庫支出金 12,150 県債 10,000 県費 2,150
万力地区急傾斜地崩壊対策工事(山梨市) について請負契約を締結	17,000			令和5年度	17,000	負担金 850 国庫支出金 8,075 県債 7,000 県費 1,075
若林地区急傾斜地崩壊対策工事(山梨市) について請負契約を締結	27,000			令和5年度	27,000	負担金 1,350 国庫支出金 12,825 県債 11,000 県費 1,825
殿畑地区急傾斜地崩壊対策工事(大月市) について請負契約を締結	30,000			令和5年度	30,000	負担金 3,000 国庫支出金 13,500 県債 12,000 県費 1,500
中村地区急傾斜地崩壊対策工事(大月市) について請負契約を締結	27,000			令和5年度	27,000	負担金 1,350 国庫支出金 12,825 県債 11,000 県費 1,825

松山地区急傾斜地崩壊対策工事 (大月市) について請負契約を締結	20,000			令和5年度	20,000	負担金 1,000 国庫支出金 9,500 県債 8,000 県費 1,500
七里岩地区急傾斜地崩壊対策工事 (韮崎市) について請負契約を締結	67,000			令和5年度	67,000	負担金 3,350 国庫支出金 31,825 県債 28,000 県費 3,825
越道地区急傾斜地崩壊対策工事 (韮崎市) について請負契約を締結	37,000			令和5年度	37,000	負担金 7,400 国庫支出金 14,800 県債 13,000 県費 1,800
上八巻・馬場地区急傾斜地崩壊対策工事 (北杜市) について請負契約を締結	41,000			令和5年度	41,000	負担金 2,050 国庫支出金 19,475 県債 17,000 県費 2,475
中村地区急傾斜地崩壊対策工事 (甲斐市) について請負契約を締結	67,000			令和5年度	67,000	負担金 3,350 国庫支出金 31,825 県債 28,000 県費 3,825
奥平地区急傾斜地崩壊対策工事 (上野原市) について請負契約を締結	27,000			令和5年度	27,000	負担金 2,700 国庫支出金 12,150 県債 10,000 県費 2,150
丸林地区急傾斜地崩壊対策工事 (甲州市) について請負契約を締結	27,000			令和5年度	27,000	負担金 2,700 国庫支出金 12,150 県債 10,000 県費 2,150
神明脇地区急傾斜地崩壊対策工事 (西八代郡市川三郷町) について請負契約を締結	47,000			令和5年度	47,000	負担金 2,350 国庫支出金 22,325 県債 20,000 県費 2,325

葉袋地区急傾斜地崩壊対策工事 (南巨摩郡早川町) について請負 契約を締結	47,000			令和5年度	47,000	負担金 2,350 国庫支出金 22,325 県債 20,000 県費 2,325
横道地区急傾斜地崩壊対策工事 (南巨摩郡身延町) について請負 契約を締結	47,000			令和5年度	47,000	負担金 2,350 国庫支出金 22,325 県債 20,000 県費 2,325
久保地区急傾斜地崩壊対策工事 (南巨摩郡身延町) について請負 契約を締結	87,000			令和5年度	87,000	負担金 4,350 国庫支出金 41,325 県債 37,000 県費 4,325
湯町地区急傾斜地崩壊対策工事 (南巨摩郡身延町) について請負 契約を締結	27,000			令和5年度	27,000	負担金 1,350 国庫支出金 12,825 県債 11,000 県費 1,825
根子地区急傾斜地崩壊対策工事 (南巨摩郡身延町) について請負 契約を締結	27,000			令和5年度	27,000	負担金 2,700 国庫支出金 12,150 県債 10,000 県費 2,150
小田船原地区急傾斜地崩壊対策工 事(南巨摩郡身延町) について請 負契約を締結	47,000			令和5年度	47,000	負担金 4,700 国庫支出金 21,150 県債 19,000 県費 2,150
十島地区急傾斜地崩壊対策工事 (南巨摩郡南部町) について請負 契約を締結	27,000			令和5年度	27,000	負担金 2,700 国庫支出金 12,150 県債 10,000 県費 2,150
西根熊地区急傾斜地崩壊対策工事 (南巨摩郡南部町) について請負 契約を締結	20,000			令和5年度	20,000	負担金 1,000 国庫支出金 9,500 県債 8,000 県費 1,500

町屋地区急傾斜地崩壊対策工事 (南巨摩郡南部町) について請負 契約を締結	37,000			令和5年度	37,000	負担金 1,850 国庫支出金 17,575 県債 15,000 県費 2,575
鳴沢地区急傾斜地崩壊対策工事 (南都留郡鳴沢村) について請負 契約を締結	40,000			令和5年度	40,000	負担金 4,000 国庫支出金 18,000 県債 16,000 県費 2,000
桑留尾地区急傾斜地崩壊対策工事 (南都留郡富士河口湖町) につい て請負契約を締結	40,000			令和5年度	40,000	負担金 2,000 国庫支出金 19,000 県債 17,000 県費 2,000
都市計画道路和戸町竜王線道路改 良工事1工区(甲府市) について 用地取得及び物件移転補償契約を 締結	90,000			令和5年度	90,000	負担金 27,000 国庫支出金 49,500 県債 12,000 県費 1,500
都市計画道路和戸町竜王線道路改 良工事2工区(甲府市) について 用地取得及び物件移転補償契約を 締結	30,000			令和5年度	30,000	負担金 9,000 国庫支出金 16,500 県債 4,000 県費 500
都市計画道路和戸町竜王線道路改 良工事1工区(甲府市) について 請負契約を締結	80,000			令和5年度	80,000	負担金 24,000 国庫支出金 44,000 県債 10,000 県費 2,000
都市計画道路和戸町竜王線道路改 良工事2工区(甲府市) について 請負契約を締結	120,000			令和5年度	120,000	負担金 36,000 国庫支出金 66,000 県債 16,000 県費 2,000
都市計画道路太田町蓬沢線道路改 良工事(甲府市) について用地取 得及び物件移転補償契約を締結	90,000			令和5年度	90,000	国庫支出金 49,500 県債 36,000 県費 4,500

債務負担行為

都市計画道路太田町蓬沢線道路改良工事（甲府市）について請負契約を締結	80,000			令和5年度	80,000	国庫支出金 44,000 県債 32,000 県費 4,000
都市計画道路桜井町敷島線電線共同溝工事（甲府市）について請負契約を締結	120,000			令和5年度	120,000	国庫支出金 66,000 県債 48,000 県費 6,000
都市計画道路高畑町昇仙峡線道路改良工事（甲府市）について請負契約を締結	120,000			令和5年度	120,000	国庫支出金 66,000 県債 48,000 県費 6,000
都市計画道路高畑町昇仙峡線道路改良工事（甲府市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結	60,000			令和5年度	60,000	国庫支出金 33,000 県債 24,000 県費 3,000
都市計画道路新環状・緑が丘アクセス線道路改良工事（甲府市）について請負契約を締結	400,000			令和5年度	400,000	国庫支出金 220,000 県債 162,000 県費 18,000
都市計画道路新環状・緑が丘アクセス線道路改良工事（甲府市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結	30,000			令和5年度	30,000	国庫支出金 16,500 県債 12,000 県費 1,500
都市計画道路大手二丁目浅原橋線道路改良工事（甲府市）について請負契約を締結	120,000			令和5年度	120,000	国庫支出金 66,000 県債 48,000 県費 6,000
都市計画道路大手二丁目浅原橋線道路改良工事1工区（甲府市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結	90,000			令和5年度	90,000	国庫支出金 49,500 県債 36,000 県費 4,500
都市計画道路大手二丁目浅原橋線道路改良工事2工区（甲府市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結	120,000			令和5年度	120,000	国庫支出金 66,000 県債 48,000 県費 6,000

都市計画道路丸の内二丁目竜王駅前線電線共同溝工事（甲府市）について請負契約を締結	120,000			令和5年度	120,000	国庫支出金 66,000 県債 48,000 県費 6,000
都市計画道路山梨市駅南線道路改良工事1工区（山梨市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結	10,000			令和5年度	10,000	国庫支出金 5,500 県債 4,000 県費 500
都市計画道路山梨市駅南線道路改良工事2工区（山梨市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結	5,000			令和5年度	5,000	国庫支出金 2,750 県債 2,000 県費 250
都市計画道路山梨市駅南線道路改良工事3工区（山梨市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結	15,000			令和5年度	15,000	国庫支出金 8,250 県債 6,000 県費 750
都市計画道路山梨市駅南線道路改良工事4工区（山梨市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結	15,000			令和5年度	15,000	国庫支出金 8,250 県債 6,000 県費 750
都市計画道路山梨市駅南線道路改良工事（山梨市）について請負契約を締結	200,000			令和5年度	200,000	国庫支出金 110,000 県債 81,000 県費 9,000
都市計画道路塩部町開国橋線電線共同溝工事（甲斐市）について請負契約を締結	120,000			令和5年度	120,000	国庫支出金 66,000 県債 48,000 県費 6,000
都市計画道路滝坂下今井線電線共同溝工事（甲斐市）について請負契約を締結	120,000			令和5年度	120,000	国庫支出金 66,000 県債 48,000 県費 6,000

都市計画道路田富町敷島線電線共同溝工事1工区(甲斐市)について請負契約を締結	200,000			令和5年度	200,000	国庫支出金 110,000 県債 81,000 県費 9,000
都市計画道路田富町敷島線電線共同溝工事2工区(甲斐市)について請負契約を締結	200,000			令和5年度	200,000	国庫支出金 110,000 県債 81,000 県費 9,000
都市計画道路田富町敷島線電線共同溝工事3工区(甲斐市)について請負契約を締結	200,000			令和5年度	200,000	国庫支出金 110,000 県債 81,000 県費 9,000
都市計画道路田富町敷島線道路改良工事1工区(甲斐市)について用地取得及び物件移転補償契約を締結	60,000			令和5年度	60,000	国庫支出金 33,000 県債 24,000 県費 3,000
都市計画道路田富町敷島線道路改良工事2工区(甲斐市)について用地取得及び物件移転補償契約を締結	60,000			令和5年度	60,000	国庫支出金 33,000 県債 24,000 県費 3,000
都市計画道路田富町敷島線道路改良工事1工区(甲斐市)について請負契約を締結	200,000			令和5年度	200,000	国庫支出金 110,000 県債 81,000 県費 9,000
都市計画道路田富町敷島線道路改良工事2工区(甲斐市)について請負契約を締結	200,000			令和5年度	200,000	国庫支出金 110,000 県債 81,000 県費 9,000
都市計画道路田富町敷島線道路改良工事3工区(甲斐市)について請負契約を締結	200,000			令和5年度	200,000	国庫支出金 110,000 県債 81,000 県費 9,000
都市計画道路島上条山宮線電線共同溝工事(甲斐市)について請負契約を締結	120,000			令和5年度	120,000	国庫支出金 66,000 県債 48,000 県費 6,000

都市計画道路桜井町敷島線電線共同溝工事1工区（甲斐市）について請負契約を締結	120,000			令和5年度	120,000	国庫支出金 66,000 県債 48,000 県費 6,000
都市計画道路桜井町敷島線電線共同溝工事2工区（甲斐市）について請負契約を締結	120,000			令和5年度	120,000	国庫支出金 66,000 県債 48,000 県費 6,000
都市計画道路石和温泉駅前線電線共同溝工事（笛吹市）について請負契約を締結	70,000			令和5年度	70,000	国庫支出金 38,500 県債 28,000 県費 3,500
小瀬スポーツ公園照明設備改修工事（甲府市）について請負契約を締結	120,000			令和5年度	120,000	国庫支出金 60,000 県債 54,000 県費 6,000
小瀬スポーツ公園陸上競技場スタンド棟改修工事（甲府市）について請負契約を締結	20,000			令和5年度	20,000	国庫支出金 10,000 県債 9,000 県費 1,000
小瀬スポーツ公園野球場改修工事（甲府市）について請負契約を締結	60,000			令和5年度	60,000	国庫支出金 30,000 県債 27,000 県費 3,000
小瀬スポーツ公園野球場スタンド棟改修工事（甲府市）について請負契約を締結	20,000			令和5年度	20,000	国庫支出金 10,000 県債 9,000 県費 1,000
小瀬スポーツ公園武道館改修工事（甲府市）について請負契約を締結	80,000			令和5年度	80,000	国庫支出金 40,000 県債 36,000 県費 4,000
小瀬スポーツ公園給水施設改修工事（甲府市）について請負契約を締結	50,000			令和5年度	50,000	国庫支出金 25,000 県債 22,000 県費 3,000

釜無川スポーツ公園屋外トイレ改修工事（甲斐市）について請負契約を締結	30,000			令和5年度	30,000	国庫支出金 15,000 県債 13,000 県費 2,000
舞鶴城公園外壁改修工事（甲府市）について請負契約を締結	30,000			令和5年度	30,000	国庫支出金 15,000 県債 13,000 県費 2,000
富士北麓公園野球場改修工事（富士吉田市）について請負契約を締結	30,000			令和5年度	30,000	国庫支出金 15,000 県債 13,000 県費 2,000
笛吹川フルーツ公園フルーツミュージアム改修工事（山梨市）について請負契約を締結	80,000			令和5年度	80,000	国庫支出金 40,000 県債 36,000 県費 4,000
笛吹川フルーツ公園水槽棟改修工事（山梨市）について請負契約を締結	40,000			令和5年度	40,000	国庫支出金 20,000 県債 18,000 県費 2,000
笛吹川フルーツ公園野外ステージ設備改修工事（山梨市）について請負契約を締結	30,000			令和5年度	30,000	国庫支出金 15,000 県債 13,000 県費 2,000
富士川クラフトパークカヌー場管理棟・屋外トイレ改修工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	20,000			令和5年度	20,000	国庫支出金 10,000 県債 9,000 県費 1,000
富士川クラフトパーク休養施設改修工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	50,000			令和5年度	50,000	国庫支出金 25,000 県債 22,000 県費 3,000
富士川クラフトパーク橋梁改修工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	60,000			令和5年度	60,000	国庫支出金 30,000 県債 27,000 県費 3,000

富士川クラフトパーク非常用電源設備設置工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	80,000			令和5年度	80,000	国庫支出金 40,000 県債 36,000 県費 4,000
富士川クラフトパーク照明設備改修工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	60,000			令和5年度	60,000	国庫支出金 30,000 県債 27,000 県費 3,000
桂川ウェルネスパーク遊具改修工事（大月市）について請負契約を締結	30,000			令和5年度	30,000	国庫支出金 15,000 県債 13,000 県費 2,000
県営住宅玉川団地建替工事（甲斐市）について請負契約を締結	703,000			令和4年度から 令和5年度まで	703,000	国庫支出金 316,350 県債 386,000 県費 650
県営住宅玉川団地建替工事（甲斐市）の監理業務について委託契約を締結	21,090			令和4年度から 令和5年度まで	21,090	国庫支出金 9,490 県費 11,600
県営住宅（貢川団地及び甲府市外の団地に限る。）の管理について協定を締結	1,360,935			令和4年度から 令和6年度まで	1,360,935	使用料 1,358,260 財産収入 422 諸収入 2,253
特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅（甲府市外の団地に限る。）の管理について協定を締結	36,373			令和4年度から 令和6年度まで	36,373	使用料 36,301 財産収入 11 諸収入 61
県営住宅、特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅（貢川団地を除く甲府市内の団地に限る。）の管理について協定を締結	362,487			令和4年度から 令和6年度まで	362,487	使用料 361,801 諸収入 686
県営住宅使用料納入通知書の印刷等について委託契約を締結	2,028			令和5年度	2,028	使用料 2,028
県営住宅管理システム機器等の賃借について契約を締結	1,008			令和4年度から 令和8年度まで	1,008	使用料 1,008

令和3年度小学校教員確保推進事業に係る奨学金返還支援の対象者に対し助成	25,680	令和3年度中		令和4年度から令和15年度まで	25,680	県費	25,680
同上 (令和4年度)	25,680			令和4年度から令和16年度まで	25,680	県費	25,680
統合型校務支援システムの構築及び運用について委託契約を締結	536,368	令和元年度から令和3年度まで	188,157	令和4年度から令和6年度まで	234,788	県費	234,788
教育情報ネットワークシステム機器等の賃借について契約を締結	1,156,274	令和2年度から令和3年度まで	478,382	令和4年度から令和6年度まで	657,774	県費	657,774
教育情報ネットワークシステムのセキュリティ監視について委託契約を締結	343,225	令和2年度から令和3年度まで	124,492	令和4年度から令和6年度まで	171,177	県費	171,177
県立図書館の管理について協定を締結	377,756	令和3年度中	94,439	令和4年度から令和6年度まで	283,317	県費	283,317
自動車保管場所証明電子化システム機器等の賃借について契約を締結	237,211	令和元年度から令和3年度まで	107,771	令和4年度から令和6年度まで	114,837	県費	114,837
自動車保管場所証明電子化システム機器等の賃借について変更契約を締結	4,027	令和2年度から令和3年度まで	1,646	令和4年度から令和6年度まで	2,126	県費	2,126
組織犯罪対策システム機器等の賃借について契約を締結	144,173	令和2年度から令和3年度まで	54,708	令和4年度から令和6年度まで	79,783	県費	79,783
警察本部通信指令システム機器等の賃借について契約を締結	1,118,219	令和2年度から令和3年度まで	311,454	令和4年度から令和7年度まで	726,726	国庫支出金 県費	363,363 363,363
運転者管理システムの移行及び関連機器等の改修について委託契約を締結	428,737			令和4年度から令和5年度まで	428,737	県費	428,737

地方債の令和 2 年度末における現在高並びに令和 3 年度末
及び令和 4 年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位 千円)

区 分	令和 2 年度 末 現 在 高	令和 3 年度末 現 在 高 見 込 額	令和 4 年度中増減見込み		令和 4 年度末 現 在 高 見 込 額
			起債見込額	元金償還見込額	
1 普 通 債	553,893,244	558,144,746	63,256,000	39,255,297	582,145,449
(1) 土 木	376,606,634	382,169,154	45,405,000	25,780,982	401,793,172
(2) 農 林 水 産	104,056,117	104,500,086	8,405,000	7,648,960	105,256,126
(3) 教 育	28,689,181	26,541,760	1,307,000	2,847,500	25,001,260
(4) 公 営 住 宅	9,740,972	8,728,931	593,000	1,012,957	8,308,974
(5) 社 会 労 働	14,096,216	14,022,755	1,377,000	708,113	14,691,642
(6) 衛 生	88,852	85,559		3,293	82,266
(7) 庁 舎	103,952	74,976		30,678	44,298
(8) そ の 他	20,511,320	22,021,525	6,169,000	1,222,814	26,967,711
2 災 害 復 旧 債	6,849,128	6,945,338	1,299,000	735,989	7,508,349
(1) 土 木	6,775,422	6,824,550	1,250,000	718,007	7,356,543
(2) 農 林 水 産	70,570	118,402	49,000	17,230	150,172
(3) そ の 他	3,136	2,386		752	1,634
3 そ の 他	384,931,872	377,827,625	9,493,000	27,876,661	359,443,964
(1) 転 貸 債			4,000		4,000
(2) 減 税 補 填 債	2,478,664	1,907,146		484,692	1,422,454
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	337,715,126	332,808,695	8,438,000	23,740,081	317,506,614
(4) 退 職 手 当 債	7,474,640	7,021,320		453,320	6,568,000
(5) 減 収 補 填 債 (特例分)	14,073,963	13,387,870		686,093	12,701,777
(6) 病 院 債	23,189,479	22,702,594	1,051,000	2,512,475	21,241,119
合 計	945,674,244	942,917,709	74,048,000	67,867,947	949,097,762

(注) 「起債見込額」には、前年度からの繰越事業に係る見込額 26,265,000 千円を含む。